

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び子ども安全支援室に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

小学校	: 80校	中学校	: 97校	高等学校	: 40校
特別支援学校	: 6校	教育委員会等	: 6箇所		

※スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 46人

※スクールカウンセラーに準ずる者について

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 11人

※勤務形態について 1回の派遣は4時間を基本とする。

単独校	40	高等学校	(週1日6校、隔週1日14校、月1日20校)
	6	特別支援学校	(隔週1日2校、月1回4校)
拠点校	97	中学校	(週1日44校、隔週1日40校、月1日13校)
	80	小学校	(隔週1日)
派遣	5	教育事務所	(年間50～60時間)
対象校	135	小学校	(要請に応じて派遣)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

※策定の状況

実施要項（趣旨、事業内容、スクールカウンセラーの活用等）を定め、年度当初に各市町村教育委員会においてスクールカウンセラー説明会を開催したり、6月に県内5ヵ所で「連絡協議会」を実施したりして内容等を周知している。また、指導主事とスーパーバイザーの学校訪問を行うことによって、スクールカウンセラーのより良い活用を促している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県で任用しているスクールカウンセラー（58名）

(2) 研修回数（頻度）

年間6回の研修会及び連絡協議会

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー初任者研修会
（事業説明、スクールカウンセラーの倫理について、支援体制について：4月）
- ・第1回スクールカウンセラー研修会（事業説明、危機対応について：5月）
- ・スクールカウンセラー活用事業連絡協議会
（事業説明、児童相談所及び地域若者サポートステーションについて、協議：6月）
- ・第2回スクールカウンセラー研修会（校内研修について：7月）
- ・特別研修会（大学教授による講話：7月）
- ・第3回スクールカウンセラー研修会（事例研修：11月）
- ・第4回スクールカウンセラー研修会（地域ごとでの事例研修：3月）

(4) 特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、前年度実施済みの研修や今後実施予定の研修の内容を紹介し合うことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。また、スクールカウンセラーの校内研修に対する意欲を高めることができた。

事例に関する研修会において、不登校や学級崩壊、場面緘黙等の事例を共有することにより、多様な視点から事例をとらえることができた。スクールカウンセラーの負担感軽減にもつながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

県教育委員会及び教育事務所にスーパーバイザー4名を配置し、以下の職務を行った。

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・学校訪問
- ・緊急支援・危機介入
- ・各学校の職員の来所相談
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、悉皆的な参加を求めている。報酬を当ててはいないこともあり、参加するスクールカウンセラーが固定化されている。より多くのスクールカウンセラーが参加できるよう、研修内容を充実させていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題のための活用事例（②）

○被害生徒 中学校2年生

○経 過 学校は保護者からの訴えでいじめを認知し、校長のリーダーシップのもと、全教職員で組織的に対応した。加害者が複数いたため分担して事実確認を行い、その後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、主任児童委員、児童相談所等も参加した会議において、情報共有及び背景と要因の検討、今後の対応について協議した。被害生徒については、長期的な支援が必要と考え、スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングを実施した。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

○状 況 校区内の小学校へ中学校と同一のスクールカウンセラーを配置し、継続的に教育相談ができる体制を構築した。

- 成 果
- ・小学校時代から教育相談を必要としていた生徒が中学校でも安心して相談を継続することができた。
 - ・中学校でのケース会議などにおいてスクールカウンセラーが小学校時代の様子について情報提供をすることで、中学校の教職員の生徒理解、指導方針の決定などに役立った。
 - ・家庭的な背景などから教育相談を必要とするような場合に、学校の枠を超えて兄弟姉妹両方に関わることができるというメリットを生かし、多くの情報を得て、小中学校両方における情報共有に役立てることができた。
 - ・小中がチームとなって児童生徒を見守るうえで、スクールカウンセラーがそのつなぎ役として非常に重要な役割を果たした

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

○テーマ 子ども（本人）から見た世界を「見える化」して、次の一手を考える。

○内 容 不登校の事例についてのグループワーク

○準備物 流れを示したレジュメ、粘土、粘土板、画用紙、マジック、ホワイトボード

○流 れ ①事例に関する情報を共有し、その子どもを取り巻く人、もの、場所を板書する。

②画用紙の上で、粘土で子どもと子どもを取り巻く人、もの、場所を、ぴったりくる位置、向き、大きさで表現する。

③粘土を一つ動かすことで、少しでも本人の今が、あるいは将来がよくなるための「次の一手」を検討し、分かるように粘土とマジックで示す。

④他のグループを見て回り、シェアリングを行う。

- 成 果
- ・普段関わっていると視野が狭くなりがちだが、改めて課題を整理することができた。
 - ・粘土を使うと、大きさや向きを自在に変えることができるので、子どもの世界が具体的に分かりやすくなった。
 - ・グループごとにわいわいと楽しく取り組むことができた。全員で意見を出し合って話し合うことができた。
 - ・現実に取り組むことができる次の一手を考えていく作業を行うことで、本人や保護者、教員にとって、課題設定に無理がないかを直接的に検討することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果（平成26年度実績報告書より）

・平成26年度スクールカウンセラーの相談状況

平成26年度における単独校の総相談件数は10,306件となった。これは、1校当たり（年間70時間とした場合）の平均でみると40.1件となり昨年よりも若干減少している。（昨年度40.7件）相談の対象者は、児童生徒が71.5%、保護者18.3%、教職員9.7%で、児童生徒の相談の割合が昨年より増加しており、以前高い状況である。（平成25年度67.2%、平成24年度68.4%、平成23年度65.1%、平成22年度62.8%）また、相談種別では不登校及び友人関係に対する相談がともに19.6%となり、最も高い割合となっている。家族関係の相談の割合も増加傾向にある。

	不登校	いじめ	暴力行為	学習	進路	発達障がい	友人関係	家族関係	教職員関係	その他	合計
児童生徒	977	58	29	581	384	342	1,825	964	91	2,119	7,370
教職員	231	10	6	100	13	96	81	47	43	368	995
保護者	813	13	9	68	31	170	111	302	22	346	1,885
その他	2	0	1	3	2	4	6	8	0	30	56
合計	2,023	81	45	752	430	612	2,023	1,321	156	2,863	10,306

・平成26年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

平成26年度の相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は計10,227件報告されている。活動内容は、教職員とのコンサルテーション・情報交換が66.5%と最も多く、全体に対する割合も高い。また、実施要項に「校内研修実施」「教育プログラム実施」を盛り込んだことにより、教職員研修における指導助言や授業等における児童生徒への支援援助が増加している。

相談以外の活動の種類	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	6,804
職員会議等による事例研究	226
教職員研修における指導助言	408
保護者への講演等	45
授業等における児童生徒への支援援助	417
授業参観による児童生徒理解	1,779
緊急支援	47
その他	501
合計	10,227

・記述により報告された成果

児童生徒や保護者の精神的な安定 いつでも相談できるという安心感 児童生徒理解
 児童生徒に対する適切な支援 適切な保護者対応 医療等へのスムーズなつなぎ
 校内研修やコンサル実施による教職員の資質向上 いじめ防止基本方針の策定への助言

(2) 今後の課題

現在任用しているスクールカウンセラーの多くが複数の学校を担当している状況であり、緊急な事案への対応が難しい。人材を確保し、余裕のある配置を行う必要がある。

人材不足もあり、初任のスクールカウンセラーが任用初年度から多くの学校を担当することも増えてきている。県教育員会及び市町村教育委員会の指導主事やスーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの支援体制をさらに充実させるとともに、年間を通して計画的に研修を進め、スクールカウンセラーの資質向上に取り組んでいく必要がある。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（2）配置計画上の工夫

中学校においては、平成19年度より全校配置を実施し、平成26年度は、学校の規模や実情を踏まえて次の5種類の勤務形態を設定している。

- I a型 1回当たり4時間、週3回、 年35週…中学校2校
- I b型 1回当たり4時間、週2回、 年35週…中学校10校
- II型 1回当たり4時間、週1回、 年35週…中学校71校、小学校60校
- III型 1回当たり4時間、隔週1回、 年17週…中学校35校
- IV型 1回当たり4時間、月1回、 年9週…中学校4校

小学校においては、県全体（政令指定都市を除く）の約1/5にあたる60校に配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置人数の記入について

小学校	:	60校
中学校	:	121校
中等教育学校	:	1校

※資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 66人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 21人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

- I a型 1回当たり4時間、週3回、 年35週…中学校2校
- I b型 1回当たり4時間、週2回、 年35週…中学校10校
- II型 1回当たり4時間、週1回、 年35週…中学校71校、小学校60校
- III型 1回当たり4時間、隔週1回、 年17週…中学校35校
- IV型 1回当たり4時間、月1回、 年9週…中学校4校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 年1回、全スクールカウンセラーを対象にした連絡協議会にて周知する。
- 年度当初に「活動方針等に関する指針」を郵送する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) (2) (3) 研修対象・研修回数・研修内容

○新規採用スクールカウンセラー・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

○全スクールカウンセラー・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」説明
- ・事例発表
- ・意見交換・助言
- ・助言・まとめ

○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・・1回

- ・「スクールカウンセラーの勤務等について」説明
- ・「スクールカウンセラーが関わって状況が改善されたケースについて」研究協議
- ・「スクールカウンセラーを活用した児童支援」講演

(4) 特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会で、現在の悩みや疑問点等について協議した内容を踏まえて、大学教授からコミュニティ臨床の視点で講義を行った。スクールカウンセラーのニーズに合った具体的な助言がなされ、とても効果があった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

無し（平成27年度より設置）

○活用方法

(6) 課題

年々、スクールカウンセラーの配置を徐々に拡充してきたが、経験の浅いスクールカウンセラー等を中心に、資質の向上が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童への活用事例（①⑧⑩）

小4より不登校状態。感覚過敏で、こだわりが強く、集団が苦手な児童。母親が学校に車で送っていくと、車から出られず、担任が迎えに行くとこわばるといった対人緊張の特徴が見られた。教育相談担当者が、担任にスクールカウンセラー（以下SC）を紹介。本人とSCのカウンセリングが始まる。

カウンセリングでは、とにかく楽しい活動を多くもった。対応については褒める、認めるといった肯定的な対応を第一とした。半年かかわる中で、次第に警戒色の強い発言や自己肯定感の低さを思わせる発言・攻撃性も薄れてくる。そして、教員やクラスメイトとかかわりたいとの思いが見えるようになる。

そこでSCは、カウンセリングの時間に担任も同席する案を本人及び学校側に提案し、担任との関係づくりを行った。本人は担任とも話ができるようになり、次第に給食時間を教室で過ごせるようになった。

スクールカウンセラーが適切な見立てのもと、受容的な関わりを続け、その関わりから見えてきた児童の思いを逃さず、担任にもつなげて不登校傾向が解消した例であった。

【事例2】医療機関と連携した活用事例（①⑨）

真面目で優等生タイプの生徒が2年生の3学期に体調不良となって以降、不登校気味になる。3年生になって登校できず、母が不安になってSCとの相談を希望してきた。以後、定期的なカウンセリングを実施した。生徒本人は母親からの優等生であってほしいという思いに無意識にこたえようとし、その負担感が身体症状化していた。あまり自己主張をしないタイプでストレスを抱えやすいため、自身の主体性を大切にセルフマネジメントすることを勧めていった。

学校とは特別支援コーディネーターと情報を共有しながら、本人が心身及び学習のマネジメントができるように側面支援した。母親へは、適切な医療機関受診を勧め、本人及び家族が身体のセルフマネジメントを行えるよう、医師とともに側面支援した。

診断名（起立性調節障害）が確定し、どのように対処したら良いか工夫ができ始めると、主体性が回復して自己主張が見られるようになった。母も本人への理解が進み、ほどよい距離で見守れるようになってきた。本人は少しずつ登校できるようになってきている。

スクールカウンセラーの適切な見立てのもと、医療関係機関につなぎ、本人、保護者、学校が対処方について共通理解して支援し、登校できるようになった例である。

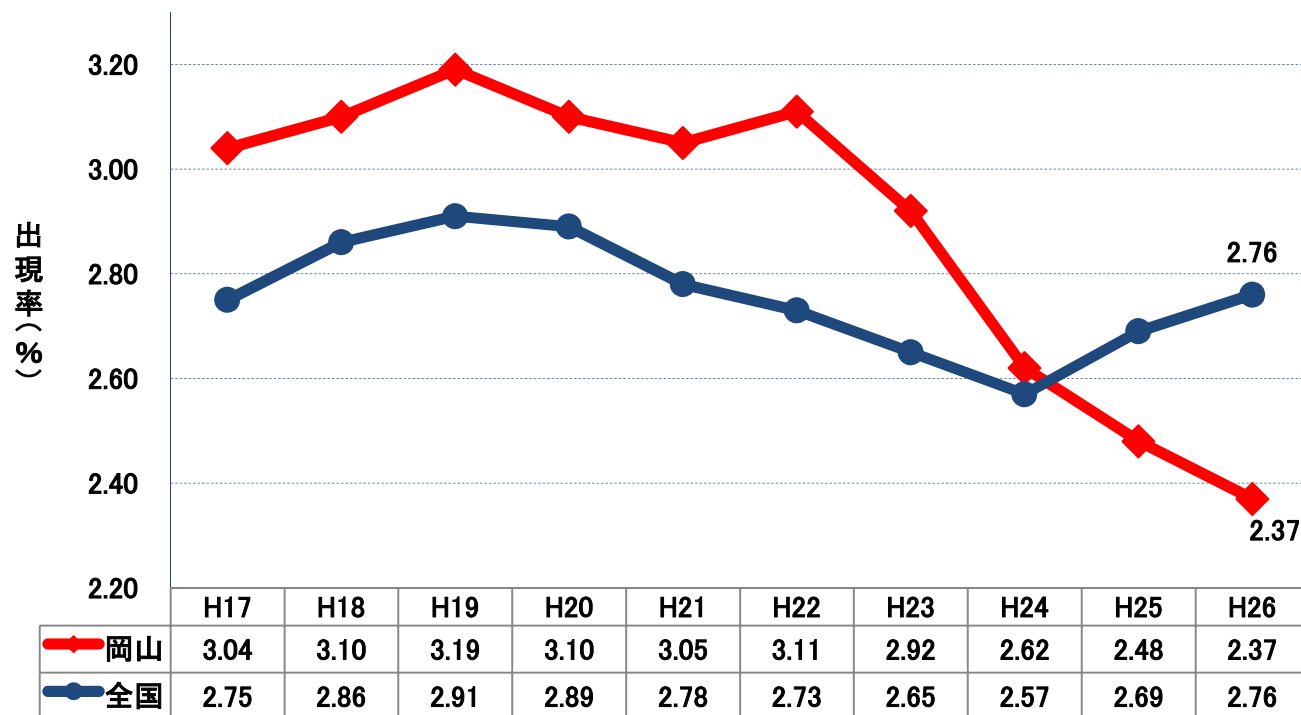
【事例3】教育プログラムの活用事例（②）

小規模の中学校において、各学年の課題に応じたストレスマネジメントの教育プログラムを実施した。3年生では受験前の緊張感に対して、心を落ち着かせる呼吸法や対処法を伝えた。生徒達からは「今後も気持ちを落ち着けたい時に呼吸法を使ってみたい。」といった前向きな感想が多く見られた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

中学校における不登校出現率の推移



岡山県では、平成19年度より、全中学校にスクールカウンセラーを配置しており、それ以降、不登校の出現率が減少している。また、平成24年度からは、各校の規模・実情に応じて傾斜配置を行っており、平成25年度からは不登校の出現率が全国平均を下回っている。

(2) 今後の課題

小学校において、スクールカウンセラーの配置を拡充してきており、臨床心理士の資格を有する人材の確保が厳しく、経験年数が3年以内のスクールカウンセラーが1/3を占める状況である。

今後は、スクールカウンセラー等の力量を高めるために、研修の工夫やスーパーバイザーによるスーパービジョンの実施を行っていく必要がある。

また、学校の活用の在り方については、学校が主体となってケース会議等を開き、ある程度の見立てをたてた上で、心理の専門家であるスクールカウンセラーへつなぐといった「チーム学校」での活用がしっかりとされるよう、学校に伝えていく必要がある。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題等の未然防止や早期発見，早期解決のために，公立の小学校，中学校，高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し，教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

県内の公立小学校，中学校，高等学校から公募し，小学校，中学校については各教育事務所及び支所の推薦内容等も併せて決定する。

中学校における配置回数は，各学校の状況に応じて19回，28回，35回の傾斜配置としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

ア 配置人数 102名

イ 資格

（ア）公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

（イ）精神科医

（ウ）児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長，副学長，学部長，教授，准教授，講師（常時勤務をする者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者

（エ）大学院修士課程を修了した者であって，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

（オ）大学を卒業した者であって，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者

（カ）医師であって，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有するも者

（ア）	85人
（イ）	0人
（ウ）	0人
（エ）	9人
（オ）	8人
（カ）	0人

ウ 勤務形態

<単独校方式>

校種	配置校数	配置回数	配置時間
小学校	45	15	4
中学校	167	19	6
		28	
		35	
高等学校	30	12	4

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について
指針については策定していない。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

配置校の校長又は教頭、生徒指導主事又は教育相談担当者、配置校を所管する市町教育委員会担当者、教育事務所担当者、スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年間2回

(3) 研修内容

配置校における活動状況等についての実践発表や協議等とおして、スクールカウンセラー配置事業の充実を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

ア スクールカウンセラーや配置校からの実践発表を通して、各学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用について、周知をした。

イ 本県の現状に即した協議題を設定し、小・中・高等学校の担当教諭及びスクールカウンセラーが合同で協議をすることにより、各校種ごとの効果的な取組を共有することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

設置していない。

(6) 課題

ア 連絡協議会を開催することにより、各校における配置回数が減少する。

イ スクールカウンセラーは他職も兼ねている者が多く、全員が参加できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校の解決に向けた小中連携の活用事例(①)

- 1 対象 小学校時に不登校だった児童
- 2 事例 不登校だった児童の母親や学級担任に対して、小学校時からスクールカウンセラーが相談活動を実施した。中学校入学後も、小学校からの確認事項をもとに、スクールカウンセラーと学級担任が定期的に連携した。
- 3 成果 中学校進学後は、順調に登校できている。また、得意なスポーツで活躍するとともに、学級内の役割を引き受けるなど、学級及び学校に適応できている。

【事例2】発達障害傾向を有する生徒に係る不安軽減のための活用事例(②)

- 1 対象 発達障害を有する中学校生徒
- 2 事例 当該生徒は発達障害を有しており、小学校時から校区の中学校に配置されているスクールカウンセラーと保護者が連携を図るとともに、中学校入学後も、定期的にカウンセリングを行っている。また、スクールカウンセラーの指導・助言を生かし、当該生徒や保護者に寄り添った対応を行った。

- 3 成果 保護者の不安が軽減するとともに、学校と保護者との良好な関係を築くことができた。

【事例3】教職員の資質向上のための活用事例及び児童生徒の対人関係能力向上のための活用事例

(①, ③)

- 1 対象 配置校の教職員

- 2 事例

- ① 「配慮が必要な児童生徒への理解と対応」についての研修を実施した。
- ② 「発達障害及びその傾向がある子供の基本的理解とその対応」についての研修を実施した。
- ③ 「キレやすい子供の理解」及び「アンガーマネジメント」についての研修を実施した。

- 3 成果

- ① 「感情のコントロールが困難な児童生徒」について理解するとともに、その具体的対応の仕方について確認することができた。
- ② 「特別な支援を必要とする児童生徒への対応の在り方」について、職員間で共通認識を図ることができた。
- ③ 「生徒理解」について知識・理解が深まるとともに、アンガーマネジメントに関する技能を習得することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ア スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしている。
- イ 平成26年度の相談件数の合計は31,467件となっており、昨年度(29,617件)より、1,850件増加している。
- ウ 小・中学校のスクールカウンセラー配置校における不登校児童生徒数を前年度と比較すると、9人(0.7%)減少している。
- エ 高等学校の配置校における中途退学者数を前年度と比較すると、全日制においては15人(5.8%)減少している。

(2) 今後の課題

- ア 小学校の配置校における不登校児童数が増加した。
- イ 中学校の配置校における暴力行為の発生件数が増加した。
- ウ 配置校数及び配置時間等の拡充のためには、人材を確保することが必要である。
- エ スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るために、研修の充実に図る必要がある。
- オ 配置校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用のために、効果的な取組等を周知する場や機会を設定する等、研修の充実に図る必要がある。

山口県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、不登校やいじめ・暴力行為などの問題行動の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図ることがねらいである。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

（2）配置計画上の工夫

- 平成13年度から5年計画でスクールカウンセラー等を全公立中学校に配置する文部科学省の方針を受け、本県においても段階的に配置を拡充してきた。平成19年度から全公立中学校に配置しており、現在まで中学校全校配置体制を維持している。小学校には、平成26年度100校（配置率32.8%）配置している。高等学校においては、平成17年に本県で発生した高等学校における爆発物事件の検証結果から、配置の充実に努めている。
- 平成18年度から、計画的な配置のない未配置小学校を準対象校として位置付け、相談等の必要が生じた際には、訪問支援等により、校区内中学校のスクールカウンセラー等を派遣する体制を整備し、全ての公立小中学校でスクールカウンセラー等への相談が可能となっている。この体制整備により、すべての学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。
- スクールカウンセラー等配置小学校100校及び接続先中学校75校を小中連携推進校として指定し、同一のスクールカウンセラー等を配置することにより、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○ 配置人数

小学校	：	44人
中学校	：	63人
中等教育学校	：	1人
高等学校	：	38人
特別支援学校	：	11人

※延べ人数

○ 資格（スクールカウンセラーについて）

- ① 臨床心理士 70人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

（※①②③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

○ 資格（スクールカウンセラーに準ずる者について）

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 … 3人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 … 0人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 … 0人

○ 配置形態

小学校（月1回各4時間）

中学校（週1回各4時間）

高等学校（月2回各4時間）

※ 本県においては、市町教委と連携し、市町の状況や各学校の規模・不登校や問題行動等の実情により、きめ細かな調整を行っている。上記は各校種における代表的な配置形態である。

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○ 主な内容

- 1 スクールカウンセラー等との信頼関係に基づいた指導体制の構築。
- 2 スクールカウンセラー等の位置付けと校長のリーダーシップ
- 3 相談室等の整備
- 4 学校におけるコーディネーター（スクールカウンセラー等担当者）の位置付け
- 5 スクールカウンセラー等の主な職務
- 6 スクールカウンセラー等の周知、啓発
- 7 スクールカウンセラー等と児童生徒とのふれあい スクールカウンセラー等の周知、啓発
- 8 保護者等への相談活動の活性化
- 9 小・中学校間の連携
- 10 スクールカウンセラー等評価
- 11 その他

○ 周知方法

派遣決定時に、各市町教委、各県立学校、各スクールカウンセラー等に配付するとともに、毎年度当初のスクールカウンセラー等全体研修会、及び県市町合同指導主事会議において、県教委から周知を徹底する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 山口県臨床心理士会学校臨床部会所属会員

(2) 研修回数（頻度）

- 全体研修会：年2回
- スクールカウンセラー等新人研修会：年1回
- 地区研修会（7地区）：年3～10回

(3) 研修内容

- 全体研修会：ネット関連、いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連

- 新人研修会：スクールカウンセラー等の基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教諭との連絡協議会、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ関連、非行関連、事例検討など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- 全体研修会：ネット関連、いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連
- 新人研修会：スクールカウンセラー等の基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置

山口県臨床心理士会学校臨床部会より各地区にスーパーバイザーを設置している。

- 活用方法

スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取り指導助言を仰いでいる。

(6) 課題

地区研修会をより充実したものにし、参加者の増加を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

- 事例概要（番号：⑥非行・不良行為）

授業中の徘徊、教職員への攻撃的な態度、喫煙などの触法行為を繰り返す中学1年生男子への対応

- スクールカウンセラー等の具体的活動

本人：面談や家庭訪問を行い、心の安定を図った。

保護者：面談やメールの活用により、子どもへのアプローチをあきらめないように支えた。

学校：ケース会議や情報交換を行い、子どもたちへ安心して関わられるようにサポートした。

- 学校との連携、他機関との協働などの工夫（情報共有や行動の連携等）

勤務時間が不規則な保護者に対して、時間外の家庭訪問など、柔軟に対応してもらい、専門家としての見立てや協働方法を検討した。

【事例2】

- 事例概要（番号：②小中連携）

家庭内で保護者がいない時に、小学4年生の弟に対して暴力をふるう中学2年生の兄への対応

- スクールカウンセラー等の具体的活動

小中同一のスクールカウンセラーの強みを生かし、小中学校それぞれの様子についての情報収集及び対応への相談にあたった。また、子どもたちへの直接的なアプローチを行い、関係づくりを行った。

- 学校との連携、他機関との協働などの工夫（情報共有や行動の連携等）

ケース会議（市教委・児相・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーターと連携）へ出席し、具体的な対応の協議の場で、専門家としての意見を提示し、保護者・兄弟に対しての対応の役割分担を行った。

【事例3】

○ 具体的内容（番号：①校内研修）

子どもの心の発達段階、及びそれを踏まえた子どもへの対応

○ 実施の効果

それまで、手探りで進めていた子どもたちへのアプローチを振り返る機会となり、専門家の見立てを得た教職員が、安心して子どもたちへ関わるできるようになった。その結果、スクールカウンセラー等へ相談する教職員が増え、学校の教育相談スキルが向上した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成26年度実績

- ・ 延べ相談件数 … 77,695件 実相談件数 … 31,617件
- ・ 1回（4時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 13.4件、高等学校 9.1件
- ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
- ・ 解消率 44.6%・好転率 27.8%（合わせて 72.4% に好ましい結果が出ている。）

○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績

- ・ いじめ相談件数： H24 644件 → H25 775件 → H26 1,493件
- ・ 解消率+好転率： H24 77.6% → H25 78.7% → H26 81.4%

○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ 専門的なカウンセリングを受けることにより、保護者の養育不安の解消につながった。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期から組織的に対応することができた。
- ・ 教職員研修、カウンセラー通信等による情報提供や専門的見地からの助言等により、教員の教育相談能力が向上した。
- ・ 身近に相談する相手がいることにより、教職員の安心感が確保され、不安も軽減された。
- ・ 不登校等学校不適応児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
- ・ 専門機関や医療機関へ委ねる境界が明確になり、児童生徒や保護者にその必要性を納得させることにつながった。

（2）今後の課題

非常勤職員としての不安定な雇用形態から、別に本職をもち、兼業しているスクールカウンセラー等が多いのが現状である。スクールカウンセラー等を主な職業にしている者も、結婚・出産、子どもの就学など生活上の変化が出てきた場合に、収入や社会保障の点から転職や離職する者が多い。

そのため、スクールカウンセラー等の年齢構成において30代後半から40代後半にかけての、いわゆる働き盛りの世代が少なくなっている。スクールカウンセラー等だけでなく、学校や児童生徒の支援に現在では必要不可欠な専門家の生活基盤が安定し、安心して学校教育活動に参加できる体制づくりが課題である。

徳島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たって、公立小中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置し、それらを活用する際の諸課題について調査研究を行い、もって教員の資質向上及び教育相談活動の充実を図るなど児童生徒の問題行動の解決に資することを目的とする。

調査研究の内容

- 1 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校や高等学校中途退学等の学校不適応その他生徒指導上の諸課題に対する取組の在り方
- 2 児童生徒の問題行動を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方

（2）配置計画上の工夫

市町村教育委員会からの配置要望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、児童生徒の問題行動の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間を決定している。

また、各単独校、拠点校の年間相談時間は、上記の状況等から3段階に濃淡を付け運用している。

すべての県立高等学校、特別支援学校については、県教委配置のスクールカウンセラーを要請により派遣する体制を整備した。

さらに、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、緊急支援派遣体制を整備している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 186校
中学校	: 85校
中等教育学校	: 校
高等学校	: 3校
特別支援学校	: 1校
教育委員会等	: 1箇所

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 40人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

単独校	1 高等学校	}	(週1日・1回6時間)
拠点校	1 小学校		
対象校	6 4 中学校	}	(週1日・1回6時間)
	1 8 5 小学校		
	2 1 中学校		
	2 高等学校		
	1 特別支援学校		

巡回校 31 高等学校
10 特別支援学校 (週 2 日・1 日 3 時間) (県教育委員会配置に配置)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね次の職務を行うと規定している。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等において適当と認められるもの。
- ・学校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織に適切に位置づけるよう工夫し、その効果的な活用を図るものとする。

スクールカウンセラー連絡協議会において、上記の内容についてスクールカウンセラー及び各単独校、拠点校の担当者への周知を図るとともに、各学校において教職員への周知を依頼、スクールカウンセラーの効果的な活用を図るよう指導している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

連絡協議会… スクールカウンセラー及び各単独校、拠点校担当者

徳島県スクールカウンセラー委員会が主催する研修会… スクールカウンセラー

※徳島県スクールカウンセラー委員会は、徳島県臨床心理士会の下部組織。当研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

(2) 研修回数(頻度)

連絡協議会… 年 2 回

徳島県スクールカウンセラー委員会が主催する研修会… 隔月(宿泊研修を含む)

(3) 研修内容

県教委の担当から、「活動方針に関する指針」についての周知

スクールカウンセラーと教職員との連携を深めるための大学教授等による講演、講義

スーパーバイザーによる指導

各スクールカウンセラーの対応ケースを基にした事例検討会 等

(4) 特に効果のあった研修内容

各スクールカウンセラーの対応ケースを基にした事例検討会 等

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 7人を任命

○活用方法

スクールカウンセラーへの指導、援助

スクールカウンセラー委員会が主催する研修会の企画運営

緊急支援派遣体制の運用リーダー

スクールカウンセラー選考における委員

(6) 課題

近年、「発達障害」が疑われる児童生徒、及び保護者からの相談が多くなり、医療機関との連携を図った研修を実施し、スキルアップを図りたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校・不応適支援のための活用事例（①⑤⑨⑩）

保健室登校が長期化している生徒、登校できても教室へ入りづらい生徒、また不登校生徒を支援するために別教室を設け「適応指導」を行っている中学校でスクールカウンセラーを効果的に活用。

各学年の適応指導担当を校務分掌に位置づけ（うち主となるもの1人）、管理職員、学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携を密にして、支援チームを形成し指導に当たっている。教室は異学年による集団が形成されており、小学校から不登校が続いている生徒、市が設置する「適応指導教室」やフリースクールに通っていた生徒等、様々な要因を抱える生徒が通級している。通級する生徒は、登下校する時間もまちまちであったり、登校できない日が多かったりするため、個別の指導記録簿を作成し、教室での様子や学習内容をできるだけ丁寧に引き継ぎ指導に当たっている。

そうした中、生徒や保護者の教育的ニーズを把握し、個別に支援の計画をつくって指導を行っている。特に、教室へ戻ることができるまでのスケジュール、また、そのために目標を持って学校生活を送ることができるようにすることに力点を置いている。ここでも支援のための計画が生徒の過度な負担にならないよう、スクールカウンセラーが生徒や保護者と面談をしながら、計画を立てている。

さらに、この教室に通級している生徒、保護者には定期的にカウンセリングを実施し、生徒の心身の状況をできるだけ把握し、指導計画の見直し、家庭への支援に当たったりしている。また、試験的に教室へ行く日にはスクールカウンセラーが教室へ付き添ったり、教室から戻ってきた時に面談を行うなどしたりして、心のケアにも努めている。

また、不登校、不応適が長期化している生徒の保護者の多くは心理的な負担が大きいため、生徒との関わりにおいて、生徒に過度なプレッシャーを与えていたり、逆に、どのように接すればよいかかわからず関係性が希薄になったりしている例が多く見られる。不登校、不応適の解決には家庭との連携が欠かせないことから、スクールカウンセラーから保護者への助言を行うことで、保護者の心理的負担を軽減し、生徒と保護者との関係性の改善にも大きな効果を上げている。

【事例1】問題行動に対処するための活用事例（③⑥⑧⑩⑪）

暴力行為や非行・不良行為を繰り返す生徒への対応に際し、学校が関係機関やスクールカウンセラー等と連携協力し、問題解決に対応した事例。

2年次に県外から転入。発達障害の疑いがあり、特別支援学級に在籍しているが、落ち着いて学習に取り組むことが困難。教室を抜け出して徘徊したり、交流学級の生徒と些細なことでけんかになったりするなど、トラブルが絶えない。また、指導に当たる教師に対しての暴言、暴力等もたびたび見られた。保護者は当初、学校に対し協力的な姿勢であったが、度重なる問題行動により、学校側の指導に問題があるとの立場を取るようになった。

生徒の問題行動の背景に、幼少期の虐待や、発達障害が考えられることから、日常的にスクールカウンセラーが生徒や保護者に対してカウンセリングを行い、教職員との情報共有を図りながら連携して指導に当たっている。また、周囲の生徒や教職員との人間関係の構築が困難なことから、周囲の者へのカウンセリングを通して、よりより人間関係を築いていけるよう、スクールカウンセラーがしっかりとサポートしている。

また、本県では学校支援のための事業のひとつとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、市町村教育委員会、所轄警察署、育成補導センター、児童相談所、市町村福祉部局、県青少年育成部局、少年鑑別所、保護観察所、スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っているが、本事例への対応においても、学校側から教員とともにスクールカウ

セラールも参加し、様々な角度視点から児童生徒、家庭への支援の在り方や効果についてケース検討会を実施し、その後の効果的な指導に繋げることができた。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

本県においては、小中連携型配置を原則として、中学校を拠点校に、中学校区内の小学校を対象校としてスクールカウンセラーを配置し、小中の連携が進めやすいよう工夫をしている。対象校の小学校においては、スクールカウンセラーが定期的に訪問している学校と、要請に応じて訪問を行う学校があるが、どちらの方式においても、年々スクールカウンセラーの活用が増えている。また、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談することができるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができ、また、小中の教員間でも情報共有を行いやすい。

また、スクールカウンセラーが、個別の相談を受けるだけでなく、小学校の児童を対象に、心や発達をテーマにした講演会を実施したり、スクールカウンセラーの活動について紹介したりするなどして、スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える等の工夫も行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

単独校、拠点校においては毎年度末に「スクールカウンセラー実施報告書」の提出を求めており、成果や課題について検証を実施している。

26年度における主な成果として、「カウンセリングを受けることにより児童生徒のコミュニケーション能力が向上した」、「カウンセラーとの連携により児童生徒理解がすすんだ」、「児童生徒や保護者に心の安定が見られ教職員との意思疎通がスムーズになった」、等の成果が多く上がっている。

また、学校によるスクールカウンセラーへの評価を実施し、90%の学校から「よい」の評価を得ているが、さらに事業が有効活用され、「よい」の評価が95%以上になるよう目標を設定し、配置計画を見直すとともに、スクールカウンセラーのスキルアップを図り、教職員へのスクールカウンセラー活用の理解が深められるよう、研修の充実に努める計画である。

徳島県スクールカウンセラー委員会においては、スクールカウンセラーの自己評価を実施するとともに、スーパーバイザーによる個別の面談、指導を実施し、資質向上に努めている。

（2）今後の課題

各学校においては年々相談需要が増えており、相談時間が不足している現状がある。また、電話による相談を希望する児童生徒や保護者も増えているが、相談のための専用電話がなく希望に応えられていない学校が多い。

予算措置が厳しくなる中、優秀な人材を確保するとともに、より効果的なスクールカウンセラーの配置を行えるよう検討している。また、高校、特別支援学校からスクールカウンセラー配置の要望が多いが、本事業においては高校への配置に限度があるため、どのように対応していくか検討を進めている。

香川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図ることとする。

（2）配置計画上の工夫

中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という。）を配置する。

すべての公立高等学校及び県立中学校、特別支援学校にSCを配置する。

全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数及び不登校数等の状況に応じて県教育委員会が決定する。

- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。
- ・ 同一中学校区の小、中学校に同じSCが対応できるようにし、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させるなど、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ防止対策推進法への対応も含めて、すべての小学校で必ずSCを活用できるよう、全体の配置時間を増やした。（平成26年度～）
- ・ 不登校の状況や学校の要望等をふまえて増配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置人数について

小学校 173校 中学校 70校 中等教育学校 0校 高等学校 32校
特別支援学校 8校 教育委員会等 0箇所

資格について

◆スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 54人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

◆スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態について

単独校 0中学校 0小学校 0高等学校 2特別支援学校（月1日・1回4時間）
拠点校 70中学校 （週1日・1回4時間） 6高等学校（週1日・1回4時間）
3特別支援学校（月1日・1回4時間）
対象校 173小学校 （月1日・1回4時間） 26高等学校（週1日・1回4時間）
3特別支援学校（月1日・1回4時間）
巡回校 0高等学校 0特別支援学校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SC等の活用事業の実施要項を見直しており、年度当初の連絡協議会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 対象 a 公立小・中学校に派遣する S C、市町が雇用する S S W、教育委員会担当者
対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者・生徒指導担当者、教育委員会担当者
対象 c 特別支援学校に派遣する S C、特別支援学校の教頭・教育相談担当者・生徒指導主事

(2) 研修回数（頻度）

- 対象 a 年 3 回 対象 b 年 2 回 対象 c 年 2 回

(3) 研修内容

対象 a 第 1 回 S C・S S W 等連絡協議会

- ・ 不登校の現状と本年度の不登校対策の方針
- ・ 講話「いじめ防止対策推進法」及び「香川県いじめ防止基本方針」について
- ・ パネルディスカッション「学校におけるいじめへの対応について」
- ・ グループ協議「新たな不登校を生まない未然防止の取組について」

S C 等研修会

- ・ 協議「不登校対策資料の検討」

第 2 回 S C・S S W 等連絡協議会

- ・ 講話「効果的かつ機能的な不登校対策の在り方について」
- ・ 協議「不登校対策資料」の内容検討を通じた今後の効果的かつ機能的な実践について

対象 b・c 第 1 回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「子どもの自殺予防について」
- ・ 事業説明

第 2 回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「特別な支援を要する生徒に対する言語・コミュニケーション支援について」
- ・ グループ協議「S C・S S W を含めた校内連携の取り方について」
- ・ ケース検討会

(4) 特に効果のあった研修内容

- S S W と S C の校内連携の取り方についてのグループ協議
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、S C としての役割を確認
- 「不登校の未然防止」について、S S W と合同で協議

(5) スーパーバイザー（S V）の設置の有無と活用方法

- S V の設置 なし
- 活用方法

(6) 課題

- S C と S S W のそれぞれの特性を生かした役割分担、連携をとり、より効果的な活用ができるよう、研修会等での事例検討会が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】SCとSSWが連携した活用事例（⑦家庭環境、⑩発達障害等）

甲は、成人で広汎性発達障害の診断を受けており、支援センターや社会福祉協議会等で自立支援を受けながら、一人暮らしをしている。将来、自立した生活を送るために高校を卒業したいと考え、自分の意志で高校に入学した。入学後、甲は服薬によって朝起きられず登校できないことや学校内外における人間関係に悩み、教育相談担当の勧めでSCのカウンセリングを受けることになった。SCが支援を行う中で、甲の抱える問題にはSSWの支援が必要であると感じ、SCが甲にSSWの仕事内容等について説明した上で、SSWによる支援が始まった。また、甲がSSWとのカウンセリングを始めるにあたり、SCとSSWと担任、そして教育相談担当でケース会を開き、共通理解を図った。さらにSSWは、甲の支援には、すでに家庭生活での支援を行っている支援センターや社会福祉協議会等との連携が必要であると考え、甲に許可を取った上で、支援センターや社会福祉協議会との支援体制を整え、各機関が連携、役割分担してサポートすることになった。現在もSCによる心理的支援、またSSWによる外部との連携による福祉的支援を継続している。

【事例2】中1不登校の未然防止のための活用事例（②小中連携）

小学校から中学校への引継ぎに重点を置き、SCが中学校区内の小学校の授業参観や6年生全員へのカウンセリングを行った。それらのことからSCが気になる状況をまとめ、3学期に各小学校で、SCが同席した小中連携協議会を開催し、小6学級担任・小中の教育相談担当者・小中の養護教諭等が個々の児童の支援状況について情報交換を行った。中学校でのよりよい支援につなげるために、児童個々に「引き継ぎ個票」を作成し、中学校入学後の具体的な支援等を明示した。中学校入学後の4月に中学校で、SCが同席した小中連携協議会を開催し、中1学級担任と小6時の学級担任・小中の教育相談担当者・小中の養護教諭等が「引き継ぎ個票」を活用して支援体制について協議したり、情報交換等を行ったりした。中学校を拠点校として学校に同じSCを複数年継続配置し、相談者に継続的な関わられるようにしていることと、同一中学校区の小、中学校に同じSCを配置し、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させる等、小中連携が効果的に行えるようにしている。

【事例3】教員の資質向上のための活用事例（①校内研修）

夏季休業中に全教員を対象に現職教育を実施した。研修内容は、「自己の気づき－他者を理解するとは」と題して、児童生徒、保護者、同僚等を知るための方法として、他者理解について様々な方面からのアプローチの仕方と自己の気づきを深め、他者理解の一助とするエゴグラムの説明と演習を行った。

専門家から、相談を行うための心構えや実際の相談技法も学び、教員が保護者や児童生徒の相談を受ける際の資質向上につながっている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成 26 年度の S C の相談実績は、小・中学校の合計相談者数がのべ 20,020 人（S C 一人当たり約 301 人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数の減少や横ばい状況に、S C の有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったのではないかと考えている。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
香川・公立小学校不登校者 (%)	0.23	0.23	0.23	0.25	0.26	0.25

(平成 26 年度の小学校の不登校児童数は、平成 19 年度のピークから 29.4%減)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
香川・公立中学校不登校者 (%)	3.26	3.22	3.25	2.85	2.88	2.85

(平成 26 年度の中学校の不登校生徒数は、平成 23 年度のピークから 11.9%減)

- 平成 21 年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、S C、S S W の有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H21	H22	H23	H24	H25
中途退学者 (%)	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7
不登校生徒 (%)	1.2	1.0	1.2	1.0	0.8

- 特別支援学校においては、生徒への面談後には、どの学校においても必ず学級担任との面談の時間を設定し、学級担任へのコンサルテーションを実施することで学級担任は本人の内面を把握することができ、タイミングよく支援方法を改善することができている。不登校傾向の生徒は、校内で教員以外のものと話せる機会を得て、精神的な負担軽減や登校意欲につながったという事例が 8 校中 4 校で見られた。また、S C を講師とした教員のための研修会を実施し、教師の資質向上を図ることができる適切なアドバイスを具体的な事例をもとに得ることができた。

(2) 今後の課題

- 中学校で不登校が急増する現状に対して小・中学校の 9 年間を見通した未然防止の取組を充実させる必要がある。
- 今後は、さらに校内における S C と S S W の特性の理解とそれぞれの特性を生かした教育相談体制の充実が図られるような取組が必要である。
- 特別支援学校の場合、児童生徒自身が自分の気持ちを言語化することが難しいこともあり、保護者、担任からの本人に関する情報が必要になる。そうすると面談の時間や回数が必然的に多く必要となる。そのため今後は、限られた時間内で、スクールカウンセラー、担任、養護教諭等の校内の相談支援体制を工夫していく必要がある。

愛媛県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町の設置する小学校及び中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している。また、拠点校から域内の小学校や近隣の小学校にスクールカウンセラーを派遣している。

スクールカウンセラー等が配置されていない小学校及び中学校に対しては、市町教育委員会からの要請を受け、県内に配置しているスクールカウンセラーを年間48日分派遣できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置人数

小学校 : 188校
中学校 : 80校

※資格

1 スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士 34人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人

3 勤務形態

拠点校 80中学校
対象校 188小学校 } (年39日・1回4時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用事業の目的、職務内容、配置形態などを策定し、連絡協議会を通じて周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県内のスクールカウンセラーと準スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

- ・ 学校の実態に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ・ 事業内容の周知と情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

有

○活用方法

準スクールカウンセラーに対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる指導・支援

(6) 課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間分（1回4時間）しか派遣できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題の解決のための活用事例（②）

いじめ問題が発生し、被害者の生徒が登校できなくなった。この件に関して被害者の保護者が「登校できなくなったのはいじめが原因である。本人が登校できるようクラス替えをしてほしい。」と要求をしてきた。保護者と学校との話し合いが何度ももたれたが、折り合いがつかなかったため、スクールカウンセラーに家庭訪問をしてもらい、被害生徒と保護者、生徒が安心して再登校できるように学校との妥協点を探るなど、数回のカウンセリングを行った。話し合いの前に学校側とスクールカウンセラーが何度も打合せを行うなど、スクールカウンセラーが第三者的な立場で被害生徒との間に入ることで問題が解決の方向に進んでいる。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑫）

愛媛県では、配置形態としてスクールカウンセラーを拠点校として中学校に配置し、その近隣の小学校を対象校としてスクールカウンセラーを派遣している。

スクールカウンセラーが、同じ地域の児童生徒に関わることによって小中間の情報共有が促進されるだけでなく、校種を超え継続して関わることで、スクールカウンセラーが地域に信頼されるなど、保護者が安心して相談できる環境が整っている。

【事例3】校内研修ための活用事例（①）

不登校対策として、スクールカウンセラーと養護教諭が別室登校の支援を行った。1年目、別室登校していた生徒が、学級の生徒との給食交流などをきっかけに、教室復帰するなどの成果が現れたが、スクールカウンセラーと養護教諭だけでは、別室登校支援の運営に限界があるという課題も発生した。そこで、2年目は校内で不登校対策チーム会議を立ち上げ、新たな体制づくりを行った。スクールカウンセラーの活動を教職員や保護者に周知したり、研修会を行ったりすることで、学校内にスクールカウンセラーの活動が浸透し、別室登校への支援が充実した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談件数が平成25年度は8,570件であったものが、平成26年度は11,460件に増加した。これは、本事業が広く認知されてきたことと、児童生徒や保護者がスクールカウンセラー等に対して気軽に相談できるようになってきたためであると推測される。相談件数が増えることは問題の未然防止、早期発見につながると考えられる。

本事業に対する事業評価

- ・スクールカウンセラー等を配置した拠点校数
- ・スクールカウンセラー等の人数
- ・拠点校、対象校を合わせた全体の配置校数
- ・拠点校1校の、1日当たりの相談件数

(2) 今後の課題

未配置校の相談活動は、他の相談事業でカバーしているものの、大きな問題が発生した場合、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを短期間に複数派遣する必要がある。その場合の人員確保が課題である。

高知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小・中学校及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行うため。

（2）配置計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ① 大規模校を対象に拠点校配置を行う事で、多くの相談希望に応え、教育相談の充実をはかる。
- ② 未配置校への配置を積極的に行う事で、高知県全域の相談活動の充実をはかる。
- ③ スクールカウンセラーへの相談希望が多いにも関わらず、配置の組み合わせが3校のため、訪問間隔が空き、面談時間が十分に取れない学校において、2校配置を積極的に推進し、相談活動の充実をはかる。
また、未配置校については、要請に応じて、派遣されたスクールカウンセラーが配置されている中学校においてカウンセリング援助を行うことができる体制を整えている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※ 配置人数の記入について

小学校	113校
中学校	107校
高等学校	13校
特別支援学校	13校

※ 資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 34人 ② 精神科医 0人 ③ 大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人

※ 勤務形態について

○ 単独校配置

21 中学校	(週1日・1回6時間)
10 高等学校	(週1日・1回5時間)
3 特別支援学校	(週1日・1回4時間)

○ 拠点校配置	7 4 中学校 1 5 小学校	} (週 1 日・1 回 6 時間)
○ 対象校配置	1 2 中学校 9 8 小学校	
○ 巡回配置校	0 校	

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

主な策定内容は、

- ① 今年度の取組目標「コーディネーターとスクールカウンセラー等の連携強化」「スクールカウンセラーと他機関との連携について」
 - ② 拠点校配置実施と来年度以降も拠点校配置・小中連携配置を推進する事について
 - ③ 教員のカウンセリング能力向上のための校内研修及び児童生徒の困難・ストレスへの対処等の教育プログラムの実施について
 - ④ 本年度の年間実施回数について
 - ⑤ スーパーバイズ制度の活用について
 - ⑥ スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修や連絡協議会等について(スクールカウンセラー等連絡協議会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会・スクールカウンセラー等研修講座)
- である。これらの内容について、4月の辞令交付式の際、所管説明を行い、周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者 臨床心理士 教職員等(教職員等については、午前の講演のみの参加)

(2) 研修回数(頻度)

年間 6 回

(3) 研修内容

回	内容	講演内容	講師
1	(午前) 講演 (午後) 事例検討会	スクールカウンセラーと学校・教育委員会等との連携を深める ～事例に学び、共に考える～	関西大学大学院心理学研究科 梶谷 健二 氏
2		医療とスクールカウンセラーの連携について	高知大学医学部附属病院 北添 紀子 氏
3		不登校と関わる 十二の技	鳴門教育大学大学院 吉井 健治 氏
4		子どものメッセージをどう受け取るか ～遊戯療法の実践より～	鳴門教育大学大学院 久米 禎子 氏
5		不登校支援のための行動療法	鳴門教育大学大学院 古川 洋和 氏
6		災害時の心のケア	高知県臨床心理士会会長 杉本 園子 氏

(4) 特に効果のあった研修内容

第3回スクールカウンセラー等研修講座では、鳴門教育大学大学院の吉井 健治氏より「不登校と関わる十二の技」について講演を頂き、事例検討会を実施し、対応についてのグループ協議を行い、意見交換することで考察を深めた。

研修講座のアンケートでは、「新しい発見や気づきがあったか」の問いに、「大変参考になった」90%、「参考になった」10%という結果であった。感想内容には、「講師の自らの体験から生み出された不登校と関わる十二の技は子どもと親の心理が詳細に分かり、これからのカウンセリングに活かしていきたい」「スクールカウンセラーとして教員向けの研修、保護者向けの講演等、今日の研修内容をいかして自分が学校で話することが出来る内容だった」等、これからの学校での実践に意欲的に取り組もうとする感想が多くあった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

4名設置している。

○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等の配置校での指導・助言
- ② 県教委が設置した相談室でのスクールカウンセラー等への指導・助言
- ③ 採用1年目・2年目のカウンセラー等への研修
- ④ 緊急支援（児童生徒の生命にかかわる事件・事故等、緊急かつ重大な事案が発生した学校の児童生徒、保護者、教職員への支援）

(6) 課題

本県が採用しているスクールカウンセラーは、若年者が多いため、スクールカウンセラーの専門性を高める事が喫緊の課題となっている。そのためにも、スクールカウンセラー等研修講座において、スクールカウンセラー等へのヒアリングをもとにスクールカウンセラー等が直面する課題にあった研修内容となるよう、計画を立てる事が必要である。

また、スーパーバイザーを活用し、採用1年目、2年目等のカウンセラーに対し、配置校での指導・助言等の研修をより強化する事で、スクールカウンセラーの力量形成をはかる事が必要であるが、スーパーバイザーの人材も不足しているため、十分な研修を行う事ができておらず、この点についても本県の課題であると考えます。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒に対する登校支援のための活用事例（① ⑨ ⑩）

学年はじめに登校を渋り欠席が目立ち始めた生徒が、保護者から登校刺激をされたため、状態が悪くなっていると学級担任からスクールカウンセラーへ相談があった。

相談を受けたスクールカウンセラーは、学級担任と家庭訪問を継続的に実施し、本人の状況把握に努め、校内支援会で適宜、情報提供を行うと共に支援体制について助言を行った。また、継続的に家庭訪問を実施するなかで、当該生徒の体調や生活リズムの崩れに気付いた際には、拡大支援会の中で、育成センターや保健師等へ支援を依頼する等、必要に応じた支援を行う事ができた。

その結果、生徒やその保護者に対し、様々なかわりが可能になると共に、安定した見守りができるようになり、徐々に登校へとつながった。また、進路についても自分で選択するエネルギーが生まれ、受験する事ができた。

【事例2】発達課題のある生徒に対する適切な支援体制確立のための活用事例（②）

発達上、課題のある生徒に対し、小学校時に適切な支援を受ける事ができないまま、中学校に入学し、また、保護者も当該生徒の現状に対し、理解が不足していたため、入学後まもなく不登校になった。その後、適応指導教室へ通うものの不登校が続いていた。

この事を受け、スクールカウンセラーを中心に、生徒の情報を共有していた児童相談所をはじめ、適応指導教室、小中学校で定期的に拡大支援会を実施し、生徒及び保護者についての情報と支援方法について共有を図った。その際、当校に配置されたスクールカウンセラーは、生徒について小学校時や現在の中学校での状況、そして生徒が抱える困り感について把握に努め、その情報を基に、拡大支援会で適宜、情報提供を行ったり、現状についての見立てを行ったりした。その結果、生徒やその保護者に対して、全機関が同一の見立ての基、連携した支援を行う事で、保護者が当該生徒への理解を示し、適切な支援を行う事ができるようになった。

【事例3】SNSに依存する思春期心理についての理解のための活用事例（①）

SNSの利用について、どのような問題が起こるのかといった内容に加え、その問題が起こる背景やSNSに依存する児童・生徒について教職員を対象に心理的視点からスクールカウンセラーが講演を行った。

講演は、SNSに依存する心理として、自尊心の欠如や自己感の無さが、SNSに依存する事で心理的万能感を得るといった内容であり、これらの事を基に、教職員に対して、児童・生徒に自信を持たせるような教師のかかわり方について、リフレーミングや傾聴の方法についてワークを実施した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

SCの配置率について、中学校は22年度（67.8%）→23年度（72.2%）→24年度（71.3%）→25年度（84.4%）→26年度（99.0%）と向上してきた。また、小学校においても22年度（22.9%）→23年度（33.8%）→24年度（39.3%）→25年度（50.7%）→26年度（57.7%）と増加している。

また、配置率の増加に伴い、22年度は、24,076件だった相談件数が、26年度は、37,674件と増加しており、各学校におけるスクールカウンセラーの活用が高まっている。

更にスクールカウンセラー等研修講座（6回）後のアンケート結果では、「参考になった」「大変参考になった」と回答した肯定群の合計値は6回を通じて100%であった。この結果からスクールカウンセラー等研修講座の実施により、スクールカウンセラー等が求める専門性についてのニーズに沿った内容であり、スクールカウンセラー等、個々の専門性の向上につながっている。

（2）今後の課題

本県の課題として、以下の3点が挙げられる。

1点目は、スクールカウンセラー等の採用について、人材確保が困難なため、スクールカウンセラー等の配置拡大が厳しい状況にある点。

2点目は、【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制についての課題で記した通り、採用しているスクールカウンセラー等には、若年者が多いため、スクールカウンセラー等の専門性を高める研修の機会や場を充実させる必要がある。

そして3点目として、スクールカウンセラー等をより効果的に活用するために、スクールカウンセラー等と教職員との協働体制について強化する必要がある。これについては、スクールカウンセラー等の勤務時間の短さや配置日数の少なさから連携が取りづらいついた現状やスクールカウンセラー等と学校が協働するための支援体制や組織体制等の不十分さも大きく影響していると考えられる。よって、これらについても改善を図る必要がある。

福岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、スクールカウンセラーとして中学校を中心に配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸問題の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりスクールカウンセラー等を県内すべての公立中学校に配置している。

＜事業開始からの配置公立校数の推移＞ ※（ ）は県立中、中等学校で外数

	小学校	中学校	高校	備考
平成7年度	0	3	0	活用調査研究委託事業
平成8年度	2	12	2	
平成9年度	5	23	2	
平成10年度	6	36	3	
平成11年度	7	43	4	
平成12年度	9	44	7	
平成13年度	1	43	5	活用事業
平成14年度	0	86	6	
平成15年度	0	126	7	
平成16年度	0	169	12	
平成17年度	0	215	12	
平成18年度	0	215	17	
平成19年度	0	215(3)	17	
平成20年度	0	215(3)	29	
平成21年度	0	215(3)	24	
平成22年度	0	215(3)	29	
平成23年度	0	212(3)	29	
平成24年度	0	212(3)	24	
平成25年度	0	210(3)	24	
平成26年度	0	208(3)	24	

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

中学校 : 208校
 中等教育学校 : 1校
 県立中学校 : 2校
 高等学校 : 24校

（4）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 147人
 ②精神科医 0人
 ③大学教授等 1人

（5）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
 ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人
 ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※配置形態について

単独校	中学校	21校	(週1日・1回8時間)
	高等学校	24校	(週1日・1回4時間)
拠点校	中学校	181校	(週1日・1回4時間)
5日制SCSV	中学校	6校	(週5日・1回4時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

スクールカウンセラー事業の継続拡大を図るため、市町村教育委員会に対して啓発を行うとともに、作成した「学校の教育相談機能を高めるスクールカウンセラーの効果的活用Q&A」の活用により、学校における相談体制の充実を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・県内に配置されているスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

- ・年に1回又は年に2回程度スクールカウンセラー連絡協議会を実施している。
- ・福岡県臨床心理士会が月1回程度の自主研修を行っている。

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーによる実践報告及び情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・生徒が気軽に相談できる環境づくりを試みた実践
 - *リラックスタイムの導入(テープを使った放朝の放送)
 - *昼休みにSCが生徒の中に入ってふれ合う時間の確保
 - *養護教諭と協力した通信の発行

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・6教育事務所に1名配置(週1回4時間)

○活用方法

- ・教育事務所管内の他のスクールカウンセラーへの指導助言
- ・教育事務所管内の小、中学校及び特別支援学校の小、中学部で突発的に発生した不慮の事故、事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言
- ・その他、教育委事務所管内の各種相談事業に対する指導助言

(6) 課題

- スクールカウンセラーの資質や経験に違いが見られるため、スクールカウンセラー自身が研修を行う機会を確保する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめを防止するための活用事例（②いじめ問題、⑤友人関係）

1 ねらい

- ・相手の話を上手に聴く方法について具体的なグループワークを通して体験することで、どのような聴き方をすれば良いのかを気づかせる。

2 取組内容

- (1) コミュニケーションには通常「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の3つの伝え方があることを再確認する。
- (2) 「聞く」と「聴く」のちがいを知る。コミュニケーションをとるにはお互いに話したり、きいたりしなければならぬが、「聞く」と「聴く」とでは大きく関わり方がちがうことを知る。また、コミュニケーションをとることは「聴く」こと以外にも態度や姿勢などが大事であることを知る。
- (3) えらそうな聞き方、関わり合う聴き方をグループワークで体験し、聴き方について、小グループで聞き手、話し手の視点で聴き方を考えることで、コミュニケーションを学習する。（コミュニケーション能力の向上）

※ 授業後に、授業アンケート（①興味をもてたか ②生活に関係あるか ③日常生活で活用できる自信はあるか ④授業内容はわかったか ⑤感想）、授業の感想（学んだこと、考えたことなど）を記入させた。

3 取組による成果・課題（○成果・●課題）

- 聴き方によって、同じ会話でも人はお互いによく感じたり、いやに感じたりしてさまざまな気持ちになることに気づくことができた。
- 最近はまっていることやうれしかったことなど話しやすいテーマで聴き方の体験を行ったことで、話し手は積極的に話すことができたグループが多かった。
- えらそうな聞き方、関わり合う聴き方のとるポイント（留意点）を知ることができた。人とコミュニケーションを上手にとるために、言葉だけでなく非言語的な表現（態度や表情、視線、身ぶり手ぶりなど）をいかに上手に使っていくことが大切であるかを学習することができた。
- 限られた時間の中ではあったが、スクールカウンセラー2名と学級担任2名、学年主任等が事前の授業打ち合わせを行ったことで、授業当日は、スクールカウンセラー主導でスムーズに授業を進めることができた。今回の授業では、担任2名、養護教諭1名が、グループでの意見交換の時などにグループに入り、助言を行ったり、気になる生徒の様相観察をしたりした。
- 授業後の生徒のアンケート結果をみると、ほとんどの生徒がプラス傾向（6点満点の4点以上）に記入しており、友人関係の向上に役立てていきたいとの感想が多かった。
- 本実践で生徒が獲得したスキルを日常生活の中で生かすことができるように、毎日短時間でもよいので活用する場を設定する必要がある。

【事例2】いじめを防止するための活用事例（②いじめ問題、⑤友人関係）

1 ねらい

自分の気持ちを上手に伝える方法を具体的な場面設定での表現活動を通して、相手の気持ちに気づこう。（他者理解）

2 取組内容

- (1) ストレスの軽減には「セロトニン」を増やすために呼吸法や筋弛緩法を使ってリラックスさせるとよいことを再確認する。
- (2) 人とのコミュニケーションには通常「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の3つの伝え方があることを知る。
- (3) 生活の中で「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の3つの伝え方によって、相手の感じ方が大きく違うことを体験する。
- (4) 「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の伝え方はそれぞれどのような点に気をつけているかを知る。
- (5) スクールカウンセラーのまとめとして、自分だけでなく、相手の気持ちを大切にすることがよりよいコミュニケーションにつながることを知る。

※ 授業後に、授業アンケート（①興味をもてたか ②生活に関係あるか ③日常生活で活用できる自信はあるか ④授業内容はわかったか ⑤感想）、授業の感想（学んだこと、考えたこと）、を記入させた。また、普段の自分がどのタイプに近いのかについても考えさせ、これからのことについて記入させた。

3 取組による成果・課題（○成果・●課題）

- 「待ち合わせ」や「宿題」など自分の生活に近い場面設定の中で、3つの伝え方でコミュニケーションをとることが自分や相手の気持ちがどのように感じるのかを気づくことができた。
- 特に、相手のことを考えすぎると自分がストレスを感じることに気づくことができた。相手のことも考え、かつ自分の意見もきちんと伝える「さわやかさん」の伝え方が周りの人といい関係を築けることを知ることもできた。
- スクールカウンセラー2名と学級担任2名、学年主任、教頭等が短時間ながら事前の授業打ち合わせを行ったことで、授業当日は、スクールカウンセラーが中心になり、スムーズに授業を進めることができた。今回の授業では、担任2名、養護教諭は、グループでの意見交換の時にグループに入り、助言を行ったり、気になる生徒の様相観察をしたりした。
- 授業後の生徒のアンケート結果をみると、ほとんどの生徒がプラス傾向（6点満点の4点以上）に記入していた。
- 生徒の状況と本実践の内容をよりリンクさせるためには、学校行事等とも連携させた日程調整が必要である。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（⑨心身の健康・保健）

1 ねらい

自分で自分のストレス状態をマネジメントできることを知る。

2 取組内容

（1）講義「ストレスマネジメント」その1

① ストレスとは？

ストレスのない人生はありえない。人間が向上するためには、ある程度のストレスが必要である。それに対して、受け身でいるのではなく、主体的にそれらを「コントロールする」「マネジメントする」力に気づき、伸ばすことが必要である。それは、ひいては自分自身をコントロールする力、主体的に生きる力に繋がっていく。

② あなたのストレスとは？

様々なストレスがあるが、自分が感じるストレスにはどんなことがあるか考える。

③ あなたのストレスマネジメントは？

今までに自分が何気なくやってきたストレス対処法について振り返ってみる。

（2）アンケートの実施

① あなたはどんな時にストレス感じますか？

② あなたはどんなストレス対処法を持っていますか？

③ あなたは、今後どんなストレス対処法を試してみようと思いますか？

3 取組による成果・課題（○成果・●課題）

○ どんなことがストレスなのかを理解することができ、これまでの経験に照らし合わせながら自分のストレスについて考えさせることができた。

○ アンケートの結果から、ストレスに対処することが苦手な生徒を把握することができた。

○ アンケートの結果から、学年集団の傾向を知ることができた。

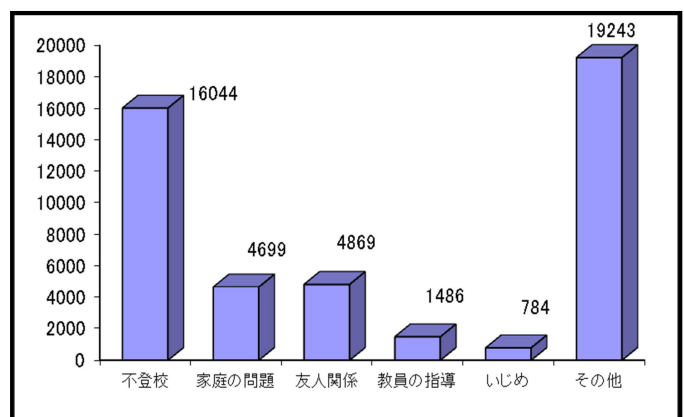
● アンケートを事前と事後に取り本実践の効果を検証し、日常的な取組に生かすことができるようにする必要がある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成26年度の相談件数は、47,125件（政令市を除く）であり、1校当たり平均224.4件であった。図1は、相談内容の内訳を示している。不登校に関する相談件数は、16,044件（全体の34.0%）、家庭の問題に関する相談件数は、4,699件（全体の10.0%）友人関係に関する相談件数は、4,869件（全体の10.3%）、教員の指導に関する相談件数は、1,486件（全体の3.2%）いじめに関する相談件数は、784件（全体の1.7%）である。相談内容の約3割は「不登校」に関する内容であり、不登校対応としてのスクールカウンセラーの重要性を示している。「その他」については、発達障害傾向の生徒への対応、衝動のコントロール、他機関紹介・学校生活のストレス、特別支援教育、ネグレクト、DV、セクシャルマイノリティー、不適応行動への対応、医療機関等の紹介等が挙げられており、相談内容が多岐にわたっており、スクールカウンセラーの専門性が学校内で活かされていることがわかる。

＜図1 相談内容の内訳＞



(2) 今後の課題

- カウンセラー活用について基本的な理解を深める必要がある。
(教育相談活動の中心は教師。カウンセラーまかせにしないこと。)
- スクールカウンセラー活用事業に対する関係諸機関の共通理解を十分に図る必要がある。
- 教員に対する情報提供とカウンセラーの守秘義務との兼合いについては、方針を明確にしての情報の共有が大切である。
- 特定の子どもが授業中に来室する「授業さぼり」の問題や、逆に、自主的に来室しない子どもへの対応の工夫が必要である。
- スクールカウンセラー活用について、小学校への周知を徹底する。

- 配置している中学校から次のような声があがっている。
 - ・ スクールカウンセラーからの教師への助言により、家庭、関係機関と連携のもと、学校全体で生徒指導に取り組めるようになった。
 - ・ 教員が助言を受けることにより、児童生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童生徒の様々な悩みに関し適切な対応を取ることができるようになった。
 - ・ 児童生徒、保護者は、スクールカウンセラーが教員とは異なり、成績の評価などを行わない第三者的存在であるため、気兼ねなくカウンセリングを受けるようになった。

(具体的事例)

- ・ いじめの事案に対して、スクールカウンセラーが教職員と連携して取り組んだことで、被害者の情緒が安定し、早期解決を図ることができている。
- ・ 不登校の生徒の保護者（母親）へスクールカウンセラーが定期的に面談を行い、母親の焦る気持ちをくみ取り焦る必要はないと落ち着かせ、母親の精神的な安定感が増すことにより生徒本人も安心し、学校復帰を果たしている。

- カウンセラー活用について基本的な理解を深めることが必要である。
(教育相談活動の中心は教師。カウンセラーまかせにしないこと。)
- スクールカウンセラー活用事業に対する関係諸機関の共通理解を十分に図る必要がある。
- 教員に対する情報提供とカウンセラーの守秘義務との兼合いについては、方針を明確にしての情報の共有が大切である。
- 特定の子どもが授業中に来室する「授業さぼり」の問題や、逆に、自主的に来室しない子どもへの対応の工夫が必要である。
- スクールカウンセラー活用について、小学校への周知を徹底する。

- スクールカウンセラー事業の継続拡大を図るため、市町村教育委員会に対して啓発を行うとともに、作成した「学校の教育相談機能を高めるスクールカウンセラーの効果的活用Q&A」の活用により、学校における相談体制の充実を図る。
- スクールカウンセラー活用事業での成果を示しながら、国に対して、事業への国庫補助金の交付継続を強く要望していく。

佐賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を県内公立の中学校に派遣し、もって学校におけるカウンセリング機能の充実に努める。

（2）配置計画上の工夫

すべての公立中学校に、スクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	:	0校
中学校	:	91校
中等教育学校	:	0校
高等学校	:	0校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	1箇所

※資格

○スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 42人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態

単独校	91中学校	(週2日・1回4時間) もしくは (週1回・1回8時間)
	0小学校	
	0高等学校	
	0特別支援学校	
拠点校	0中学校	
対象校	0小学校	
巡回校	0高等学校	
	1教育委員会に配置	

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

※策定の状況(盛り込んでいる主な内容)とその周知方法

「スクールカウンセラー配置事業実施要項」を定め、趣旨や事業主体、事業内容、事業体制等を記載している。年度当初にスクールカウンセラー内定者に対し、内定通知と共に実施要項を送付し周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 県教育委員会主催で研修は行っていない。

(2) 研修回数(頻度)

(3) 研修内容

(4) 特に効果のあった研修内容

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法

(6) 課題

佐賀県臨床心理士会と連携しながら取り組んでいる部分もあるが、県教育委員会主催での研修については今後検討していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向の生徒へのケアのための活用事例（⑨）

中学生男子。小学校低学年次に母親が亡くなった。父、本人、妹の3人家族で、本人、父親ともに心療内科に通院している。登校した際には、ほとんどを別室で過ごした。1年次より、スクールカウンセラーによるカウンセリングを2週間に1度のペースで継続した。

本人へのカウンセリングでは、本人及び家族をサポートするために、家庭での過ごし方や体調について話題にし、本人の不安を和らげた。継続したカウンセリングを行うことで、本人と家族が見通しをもった生活ができた。定期的に学校に足を運ぶためのアドバイスや気持ちの負担を軽くするアドバイスすることで、徐々に学校に登校することが増えた。行事への参加や受験勉強についてのアドバイスも受け、多くの行事に参加することもできた。別室登校であるが、3学期には1日も欠席することなく登校し、時々教室で給食を食べることもできるようになった。

【事例2】発達障害傾向が見られる生徒へのケアのための活用事例（⑩）

中学生男子。学校でのルールを守ることができず、教師から指導されることも多く、時には教師へ反抗的な態度をとることもあった。学年が上がるにつれ、担任への反抗も目立つようになり、対応に苦慮するようになった。さらに、他教師にも反抗的な態度をとり、目立つようになった。落ち着いているときには素直に話ができ、イライラすると物や人にあたった。また、話を聞く力が弱いのではないかと思われる部分が授業中に見られた。

これらの状況を踏まえ、スクールカウンセラーと相談を行うこととなる。カウンセリングには素直に応じ、自分の気持ちなどを話すことができた。保護者や担任もスクールカウンセラーから支援のあり方について、アドバイスをもらった。更に、感情のコントロールがつけにくいことなどから、スクールカウンセラーに病院での受診を勧められ受診することとなった。その他、相談機関との連携もできるようになり、少しずつ前向きな方向へと向かっている。

【事例3】ストレスマネジメント周知のための活用事例（⑪）

全校生徒を対象に、スクールカウンセラーの仕事内容を紹介した後に、「ストレスマネジメント」についての講話を行った。「ストレス」の種類について「精神的」、「科学的」、「物質的」、「生理的」の4分野から説明した。また、良いストレスと悪いストレスの2つの視点から、その付き合い方について、大切なことをイラストや図を使って説明した。発散するために、「休む」、「楽しいことをする」、「リラクゼーション」の3つの「するとよい行動」を説明した。

講話を聞いた生徒の感想には、「10秒呼吸を部活の試合前にやってみようと思った」や「リラクゼーションは寝る前にしてみたい、家族にも教えたい」、「ストレスとの付き合い方を知ることができて安心した」等があった。また、生徒に体験させながらの講話で生徒に好評であった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業の実施により、県内すべての公立中学校の生徒及び保護者が心理等の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制整備ができており、悩みや不安等を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できる観点から有益と考えている。社会経済状況の急激な変化や保護者の意識の多様化などに伴い、生徒が抱える問題が複雑多様化している現下において、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによる生徒や保護者へのカウンセリングやその内容を踏まえた学校等による支援や援助は不可欠である。

スクールカウンセラーによる相談は、平成26年度中学校総計のべで12,672件に上っている。また、平成25年度児童生徒の問題行動等の諸問題調査〔文部科学省調査〕結果では、不登校生徒が在籍する中学校のうち、登校する又は登校できるようになった措置として、スクールカウンセラー等が専門的に相談にあたったことを73.2%の学校が挙げており、事業効果が高いことを示している。

その他、事業対象の全中学校からの報告に見られる主な成果として、問題を抱えた児童やその保護者の情緒面での安定や専門的なアドバイスの有効性が挙げられている。

（2）今後の課題

学校訪問の際、スクールカウンセラーの活用状況を聞き取りしたところ、ほとんどの学校で、予約が先まで埋まっている状態であるということであった。要望として、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を望んでいる学校がほとんどであり、そのための財源確保が課題である。

また、スクールカウンセラーの資質向上について、現時点で、県教育委員会主催の研修会等は実施していないが、日常的に連携を図っている佐賀県臨床心理士会主催のスクールカウンセラー研修会に県教育委員会からも出席し、不登校の現状や学校の取組状況等について情報共有や情報提供などを行うことを通じて、資質向上に努めているところである。今後も、この連携体制は維持しつつも、県教育委員会が主催する研修の在り方については検討していく必要がある。

長崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者及びスーパーバイザーを関係市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

小中学校においては、市町教育委員会、県立学校においては校長から配置希望の書類を提出してもらい、「不登校児童生徒数」「いじめの認知件数」「暴力行為発生件数」「中途退学者数」等の問題行動の実態や地域・学校の実態を考慮している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

<配置状況について>

小学校	: 49 校	中学校	: 116 校	高等学校	: 19 校
特別支援学校	: 2 校	合計	186 校		

1 スクールカウンセラーについて：

財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、精神科医、大学教授など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして任用する。

<資格>

①臨床心理士 65人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 1人

(①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。)

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

臨床心理士の受験資格を有する者等をスクールカウンセラーに準ずる者として任用する。

<資格>

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

4人

② 大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

19人

- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者
0人

<勤務形態について>

勤務の形態は、原則として週当たり中・高等学校は6時間/回、小学校・特別支援学校は3時間/回を基本とする。

中学校・高等学校は、 週当たり 6時間×35週で年間210時間
小学校・特別支援学校は、 週当たり 3時間×35週で年間105時間

ただし、下記の場合は次の通りとする。

中高一貫校は、 週当たり 8時間×35週で年間280時間
定時制3課程設置校は、 週当たり10時間×35週で年間350時間
スーパーバイザー勤務校は、 週当たり 8時間×35週で年間280時間

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

平成26年4月に配置市町教育委員会、関係県立学校に対してスクールカウンセラーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示した「スクールカウンセラーの活用の指針」を作成し、送付している。さらに各研修会でも説明を行い、学校、スクールカウンセラーの理解を深めていくことにしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー ②スクールカウンセラーを配置している学校の担当者
③中・高・特別支援学校の新任教員カウンセラー ④教育相談の中核を担う教員

(2) 研修回数(頻度)

上記対象者に対して、各1回/年、開催している。

(3) 研修内容

カウンセラーの基礎から応用・活用まで対象者に応じた研修会を実施。

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーに対して「学校おける自殺予防」をテーマに講演やグループ協議を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 各スクールカウンセラーは、SVに電話やメールにて相談する。

(6) 課題

スクールカウンセラー研修会は、学校休業日に開催を予定しているが、開催日が限定されてしまう。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（④）

対象生徒A、父、妹の3人家族。母の他界後、生徒が家事と妹の世話をしていた。スクールカウンセラーとの定期的なカウンセリングの中で父からの暴言・暴力があることが判明し、スクールカウンセラーはスクールソーシャルワーカーに相談し、関係機関の機能や役割についてのアドバイスを受けながら、学校に報告。その後も家庭内の状況が改善しないため学校から市町児童福祉部局に要保護児童としての児童通告を行う。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①）

父母、女子中学生（3年）、弟の4人家族。スクールカウンセラーは、定期的にその生徒の進路問題と情緒的な不安定さを理由にカウンセリングを実施する過程の中で、家庭の状況を把握することができた。父は養育に無関心で不安定な雇用、母は精神疾患のため精神的に不安定で無職であった。さらに女子生徒が幼い弟の養育の世話もしていた。そのため、女子生徒は、受験勉強にも集中できずに、学力も低下し、金銭面を心配して卒業後の進路も決めることができない状況であった。スクールカウンセラーは、本家庭問題の背景には経済的な問題があるとのアセスメントを行い、高校進学に伴う授業料免除や奨学金制度を学校の担当者とともに説明した上でスクールソーシャルワーカーを保護者に紹介して関係機関への相談に繋げることができた。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

スクールカウンセラーが配置校の相談活動から感じられるその学校や地域が有している実際の課題、在籍している児童生徒の言動からみる特徴・特性を事例として取り上げて、その支援として教育プログラムを紹介する。（例えば、ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、構成的エンカウンター等）事例検討式という形で行うことで、教員参加型の研修会となり、即実践できる研修会となった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 年1回の実績報告書によれば、スクールカウンセラー配置校での相談後の状況については、「一定解消」及び「解消」が約4割となっており、スクールカウンセラーの早期対応で心に悩みを抱える児童生徒への支援が成果をあげている。

さらに、児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、今後も現在のスクールカウンセラーの配置を希望すると回答した学校が、94%を占めるなど、本事業に対してさらなる期待が寄せられている。

（2）今後の課題

- スクールカウンセラーは、希望する全ての学校に配置できる状況でなく、限られた予算と人員の中でスクールカウンセラーがより効率的な活動が展開できるように配置方法等を工夫する。また、本県は離島の学校に対応できるスクールカウンセラーの人材確保を課題としている。
- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携と役割分担について。

熊本県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、下記の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。

- ・不登校の児童生徒の出現率
- ・家庭環境（基本的な生活習慣の未定着等）
- ・人間関係（コミュニケーション能力不足）
- ・悩みを抱える生徒数（自分の感情をコントロールできない、特別な支援を必要とする）
- ・別室登校や適応指導教室で学習する生徒数 等

県立高校への配置については、基本的に1日3時間の勤務で年間計12日分を各高校へ予算措置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置校について

中学校 : 単独校 8校（県立中3校含む） 拠点校 24校 対象校 29校
高等学校 : 51校
教育委員会等 : 10箇所

② 資格について

ア スクールカウンセラーについて

（ア）臨床心理士 49人（うち県立学校18人）

（イ）精神科医 0人

（ウ）大学の教授等 1人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

（ア）大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人（うち県立学校2人）

（イ）大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 13人（うち県立学校1人）

（ウ）医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

ウ 勤務形態について

（ア）単独校 8中学校（うち県立中3校）（週1.5日・1回6時間）

51高等学校（月1日・1回3時間）

（イ）拠点校 24中学校（週1.5日・1回6時間）

（ウ）10教育事務所等に配置 7教育事務所（週1.5日・1日6時間）

3教育事務所等（週1.25日・1日6時間）

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

ア 市町村立学校関係

「活動方針等に関する指針」(ビジョン)として、平成26年度末、「スクールカウンセラー活用事業に関するQ&A」を作成した。

(Q&Aの項目)

- I 配置校、教育事務所、山鹿市教育委員会の受け入れ態勢について
- II 勤務について
- III 緊急時の活用について
- IV 情報提供や研修等について
- V 事務処理について
- VI その他

イ 県立学校関係

「活動方針等に関する指針」(ビジョン)として、「県立中学校・高等学校におけるスクールカウンセラーの効果的活用(S C活用マニュアル)」及び「熊本県立高等学校スクールカウンセラー活用事業に関するQ&A」を作成し、平成26年度熊本県立高等学校スクールカウンセラー連絡協議会で周知した。

(S C活用マニュアルの内容)

- 生徒の不安や悩み、問題行動を解消するために
- 教職員のスキルアップを図るために
- 生徒が生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるために
- 関係機関との連携を図るために

(Q&Aの項目)

- I 学校の受け入れ態勢について
- II 勤務について
- III 緊急時の活用について
- IV 情報提供や研修等について
- V 事務処理等について
- VI その他

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー等、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー(本県独自事業)
各教育事務所指導主事

(2) 研修回数(頻度)

年1回

(3) 研修内容

- ①学校の特性に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ②事業を円滑に実施するための情報交換
- ③関係機関との連絡調整

(4) 特に効果のあった研修内容

本研修会には、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー及び教育事務所の指導主事も参加しており、前年度の取組状況及び専門家の効果的な連携や情報共有の在り方について、各教育事務所等に分かれて協議した。年度当初に本研修会を実施したことで、その後の各専門家の連携につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の資質向上
- ・他の外部専門家との連携

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】登校支援のための活用事例（①）

1 状況等について

- 児童 小学校 第6学年
- 課題 不登校
- 状況

4年生時に県外から転入。母親と本人の二人暮らし。5年生の初め頃から、登校しぶりが始まる。頭痛や腹痛があり、病院でてんかんと診断され、服薬。母親は、離婚により子どもを父親と引き離したことが原因と考えている。学校では、母親への支援、助言が対象児童の安定につながると考えて対応している。5年生時の欠席日数13日、6年生時の欠席日数83日である。

2 教育事務所サポートチームの対応について

サポートチームが協働・連携した相談活動の展開できるよう、学校支援アドバイザーを中心に、情報の共有、相談活動の連携を行っている。

- ・学校支援アドバイザーが、相談活動のバランス及び相談者の状況を考慮し、担当者の割り振りを行っている。
- ・教育事務所配置の学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの三者が、情報共有、連携を図るために、毎週水曜日は、それぞれの勤務日を重ね、サポート会議を実施している。
- ・サポート会議には、学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導担当指導主事（必要に応じて、主幹兼指導課長）が参加し、それぞれの事案について情報共有、今後の支援の方向性について検討している。

3 支援状況

(1) スクールカウンセラー

- ・保護者との面談においては、今後の対応の方向性について確認を行うとともに、保護者への助言・支援を行った。
- ・本人とのカウンセリングを行い、本人の状況や願いを把握するとともに、対応策について検討し、本人、保護者及び学校の対応の方向性を示した。

(2) スクールソーシャルワーカー

- ・本人と一緒にゲーム等を通して、人間関係の構築を図るとともに、生活状況や本人の願いについて聞き取りを行った。
- ・スクールカウンセラーから、本人にとって運動療法的な関わりが有効であるという見立てにより、卓球やキャッチボール等を本人と一緒にして体を動かすようにして、生活のリズムを整え、本人の意欲を高めるようにした。
- ・母親とも面談を行い、母親の悩みや今後の対応について話し合った。

(3) チームとしての対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに週1回の家庭訪問を行い、本人と保護者の状況や願いの把握に努めた。
- ・サポート会議等を通して本人の状況について情報の共有を行い、支援の方向性や次のステップへの移行時期について検討するとともに、共通認識での支援を行うことができた。

4 改善の状況

スクールカウンセラーから提案された、家庭で行った課題を学校まで届けに来て帰る「ワンタッチ登校」により、登校に対する負担感が軽減され、毎月10日前後であった欠席が、11月は3日、12月～3月は0日となった。

中学校は、県外の中学校へ進学。

【事例2】児童の心のケアのための活用事例(12)

1 状況等について

- 児童 小学校 第6学年及び第4学年
- 課題 児童の転落事故事案における児童の心のケア
- 状況

6年男子が校舎のひさしから転落するという事故が起こる。事件発生後のマスコミ報道等による情報の錯綜もあり、当該校児童の心に動揺が見られた。そこで、教育相談専門員を派遣し、児童の心のケアに努めた。

2 教育事務所サポートチームの対応について

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザーを学校に派遣した。
- ・スクールカウンセラーが対象児童に対してアンケートを実施し、その結果を基に、今後の対応について協議した。
- ・児童の心理状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームを編成し、面談を実施した。
- ・継続的な支援が必要な児童に対しては、教育事務所配置のスクールカウンセラーに状況を引き継ぎ、支援を継続した。

【事例3】教育相談に関する教職員の資質や能力を高めるための活用事例(1)

1 研修のねらい

スクールカウンセラーを講師として校内研修を実施し、悩みや課題をかかえる生徒に対する支援の視点や関わり方等について、様々なケースを基に研修することにより、教育相談に関する教職員の資質や能力を高める。

2 研修の内容等について

スクールカウンセラーからは、

- 欠席が多い生徒への対応に当たっては、生徒の心理的負担にならないように対応することが大切。
- 時間的な猶予がなくなってきたり、他の生徒とのトラブルが深刻になったりする場合も視野に入れて対応すべきであること。
- 欠席日数等の現状を伝える際には、生徒が意欲をなくさないように留意し、生徒自身で状況を改善できるよう支援すべきであること、等の説明があった。

3 研修の成果等

欠席が多い生徒やクラス内で孤立している生徒、コミュニケーションが苦手な生徒等に対して、どのように支援していくべきかなど、教職員のスキルアップを図ることができ、当該校の教育相談体制の充実に資することができた。

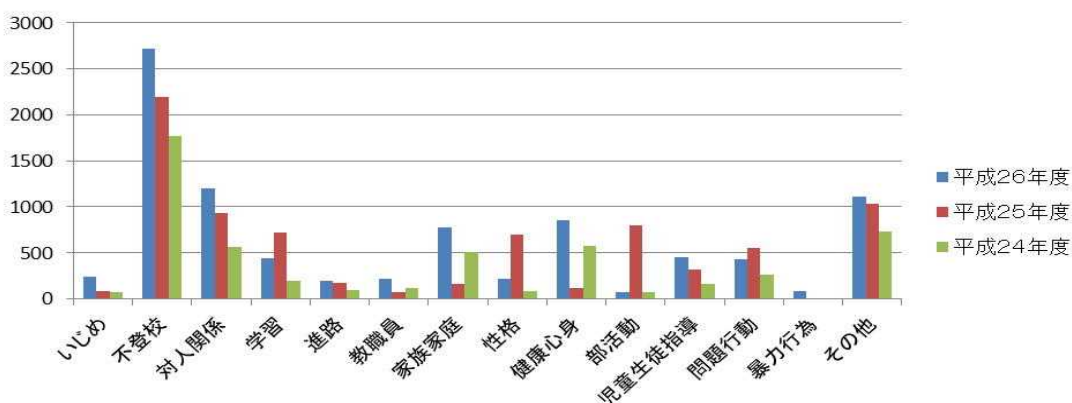
【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 保護者がカウンセリングを受けることで、不安の解消につながり、子どもとの関係も改善された。
- 経験豊富なスクールカウンセラーの場合、専門機関や児童相談所など関係機関と連携し、それぞれの立場で支援ができる。
- 定期的に訪問した小学校において、児童への個別対応のみならず、保護者面接、教職員へのコンサルテーション、授業参観、ケース会議、通信発行等、多様な活動がニーズに応じて展開できた。
- 評価については、本県独自の評価様式（教育相談体制の整備について、SCについて等）を作成し、その結果を次年度の配置等に生かしている。

《参考》スクールカウンセラー相談受案件数

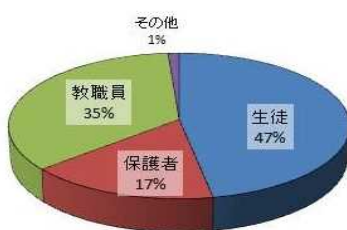
※ 市町村立学校（平成24～26年度）



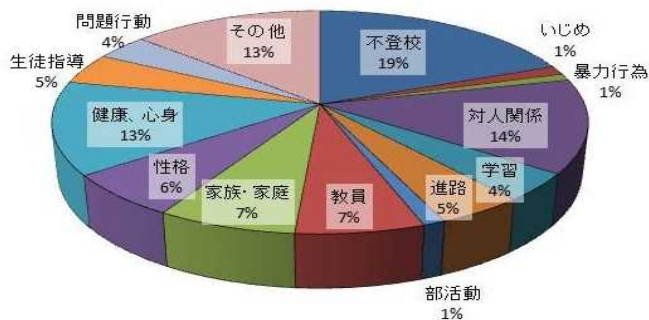
※ 県立高等学校・中学校（平成26年度）

実施総時間(h)	相談者延べ人数(人)					相談内容延べ数(件)														校内対策委員会等への参加回数	校内研修等での活用回数	教育プログラムの実施回数	保護者会等への活用回数	
	①	②	③	④		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭					
	生徒	保護者	教職員	その他	合計	不登校	いじめ	暴力行為	対人関係	学習	進路	部活動	教員	家族・家庭	性格	健康・心身	生徒指導	問題行動	その他					合計
1836	1028	364	767	25	2184	416	28	21	297	88	99	25	146	158	139	294	98	81	294	2184	22	37	16	5

相談者別割合



相談内容別割合



(2) 今後の課題

- 時間的な制限があり、継続的な支援や緊急時の対応が難しい。
- 学校がスクールカウンセラーの対応について学び、学校自体の対応力を付ける「教育プログラム」や、「校内研修」等におけるスクールカウンセラーの活動を今後増やしていく必要がある。
- 学校によっては自立的に支援しようとする意欲が低く、スクールカウンセラーに頼りすぎている状況がある。情報を共有しながら、ともに支援する姿勢を持たせることや、教師自身がカウンセリングスキルを身に付けることが必要である。

大分県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等、生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能充実を図ることが重要な課題となっている。このため生徒の臨床心理に関して高度な専門知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置しそれらを活用する際の諸課題について調査を行う。

（2）配置計画上の工夫

配置された当該校を担当するほかに、地域や学校の実情により複数の学校において調査研究を行う必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある学校の中野1校を拠点となる学校とし、当該校と地域内若しくは近隣地域の他の学校をあわせて担当できるようにしている。（拠点・対象方式）また、各市町村にスーパーバイザーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数の記入について

小学校	:	67校
中学校	:	127校
高等学校	:	26校

※資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する

<記入例>

①臨床心理士	44人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	0人	

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務

について1年以上の経験を有する者

- ①③の資格を有している場合は①の資格に整理する。②③の資格を有している場合は②の資格に整理する。
②③の資格を有している場合は②の資格に整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格に整理する

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

単独校	49 中学校	(週1日・1回4時間)
	37 小学校	(週1日・1回4時間)
	26 高等学校	(週1日・1回4時間)
拠点校	50 中学校	} (週1日・1回4時間)
対象校	28 中学校	
	30 小学校	

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

4月当初、配置が決定したスクールカウンセラー、配置された学校関係者(主に管理職)、各教育事務所、各市町村教育委員会の参加する「第1回目のスクールカウンセラー連絡協議会」において、周知徹底を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大分県教育委員会が配置している全てのスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年間3回(各学期1回を目安)

(3) 研修内容

現状についての情報交換、講義、グループ協議

(4) 特に効果のあった研修内容

地域内での生徒の実態についての情報交換、協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

16市町村にスーパーバイザーを配置。

○活用方法

スクールカウンセラーへのアドバイス。

スクールカウンセラーの未配置校への支援方法をアドバイス。

市町村教育委員会や他校と連携し、支援体制に対してアドバイス。

(6) 課題

他のスクールカウンセラーとの勤務時間が合わず、十分な相談活動ができにくい。

第2回スクールカウンセラー連絡協議会まで、顔を合わせることがないので相談をしにくい。

配置校での相談業務で精一杯で、時間調整がむずかしい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害を疑われた場合の活用事例（①）

強迫行動が目立ちはじめた中学生のクラス担任から相談を受けて、面談を実施した。その結果、かなり深刻な状態にあるとの判断の下、学年主任、クラス担任に依頼し保護者と面談を実施した。平素の行動から、自閉症スペクトラム障害を背景に持つ可能性を疑ったが、保護者にはその事は伝えず精神科クリニックへの受診を勧め、医療機関へつないだ。医師は「強迫性障害」と診断し、保護者は子供への対応の仕方について助言を受けた。また、担任も医師の診断書に基づいて、障害を踏まえた対応方法について、アドバイスを受け、所属の学年部、生徒指導主事、管理職等と情報共有し、統一した指導方針で指導できるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

各学年1クラスずつの小規模校であり、小1～中3の9年間にわたってクラス替えもなく人間関係が固定化されていること、子どもたちが社会性を身につけるためのモデルが少ないことが子どもたちの発達・適応の阻害要因として挙げられる。そのような中で、今年度より子どもたちの9年間の育ちを捉えながらSCがファシリテーターを務めるかたちでの予防的心理教育の実践を開始した。具体的には小学校1～3年生にはソーシャルスキルトレーニング(SST)を、小学校3年生～中学校3年生には対人関係ゲーム(SIGs)を月に1回程度実施し、子どもたちの適応力や社会性の向上を図っている。特にSIGsプログラムにおいては小学校～中学校の複数の学年をまたいで実施し、そこにSCが関わることで小規模校ならではのモデルの少なさを克服しようとしている。今後、さらにプログラムを重ねることで人間関係の流動化が起こることが期待されている。さらに、小・中ともに学級における子どもたちの活動を普段からSCが観察できる環境にあり、それぞれの学校で教職員との情報交換も頻繁に行われている。こうした複数の情報をもとに、SCが講師を務める小・中合同による教職員研修がおこなわれ、両校の教職員が9年間のスパンで子どもたちの発達を考え、指導に活かすことができていると思われる。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

「問題行動を示す児童生徒の理解と支援の在り方」と題して、いわゆる問題行動のほか、発達的な特性を有する児童生徒や、発達障害と診断され、通級している児童生徒について、彼らの「生きづらさ」への理解を促しながら援助方法等についての講義を行った。

事後の感想文によれば、単に支援員を加配するだけで良しとする考え方を反省しなければという意の変化、迷惑をかける存在という見方しかしてこなかった事への反省などがみられた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成26年度間に行われた相談件数は27,887件であった。配置210校で、1校当たり平均133件の相談件数となる。年間35週で1日当たりの相談は3.8件である。また、相談内容も多岐に渡っている。以下の例のように児童生徒にとって大きな支えとなっているだけでなく、保護者、教員への助言等は大変有益なものとなっている。
- 生徒の行動観察等を積極的に行い、教職員とともに支援に関わっていた。また、保護者からの相談にも適宜応じ、厚い信頼を得ることができた。教職員との連携がしっかりととなされており、的確な指導助言により、教員にとって大きな支えとなった。また、校内でのケース会議や教職員対象の研修会において講師をするなど、積極的に関わっていた。
- 不登校傾向の児童生徒の悩みを親身になって聞き、保護者にも寄り添って相談活動を行っている。その結果不登校状態から抜け出し、登校できている生徒がいる。子育てで悩みを抱えた保護者も相談に訪れており、学校評価においても、スクールカウンセラーの配置について高い評価を得ている。
- 生徒や保護者に対し、常に柔らかい物腰と笑顔で接し、カウンセリングの緊張を和らげる工夫がなされている。そのため、生徒や保護者からの信頼は厚く、カウンセリングの継続率も非常に高い。普通科では希望と現実とのギャップに悩み、専門学科では専門性の高さから、専門科目や学習環境に慣れず学年をまたいで悩む生徒がいる。教育相談会議などに出席し生徒の情報交換を行い、専門的立場から助言を行うとともに、ホームルーム担任に対しても、生徒指導に有益なアドバイスがなされ、ホームルーム経営の支援となっている。

(2) 今後の課題

- スーパーバイザーとして、派遣申請を受けて他校の児童・生徒に対してもカウンセリングを行ってきたが、拠点校のカウンセリング希望者も多く、希望通りにカウンセリングが受けられなかったり、カウンセラーの勤務時間が超過してしまったりすることがあった。
- 日々の学校生活では、様々な問題が発生しており、迅速な対応が迫られる。早い時期にアドバイスや相談活動をしてもらえると、今よりもスムーズに解消できると思うが、週1日の勤務体制は少ないと感じている。
- 学校と定期的な接点のあるSCによる講話や研修は、生徒の抱える問題や職員の望む研修内容に即応でき、外部講師招聘に比較して直接的で実際的なものが期待できる。SCに学校の現状を知ってもらい必要があり、毎年通年で継続的に配置されることが望ましい。また、カウンセラーの常駐はカウンセリングを希望する生徒や保護者、職員にとっても心強く、SCとの信頼関係を強めることにもなる。SCが教職員や生徒と定期的に面談できる機会を設けたいが、現状では時間の確保が難しい。

宮崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の小中学校における活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

（2）配置計画上の工夫

配置形態を、その派遣時数等により「単独校A」「単独校B」「拠点校・対象校」の3つの形態に分け、中学校78校及び小学校1校に配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】

小学校	:	1校
中学校	:	78校

【資格】

スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 23人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 1人

スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 11人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

【勤務形態について】

単独校A	3中学校	(週1日・1回8時間)
単独校B	55中学校	(週0.5日・1回8時間)
拠点校・対象校	20中学校	(週1日・1回8時間)
	1小学校	(週1日・1回8時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

特記事項なし

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー担当者（各学校の教育相談担当者または生徒指導主事）

(2) 研修回数（頻度）

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者】

合同研修会：年1回

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】

合同研修会：年1回

※スクールソーシャルワーカーは毎月1回

【スクールカウンセラー連絡協議会】：年1回

【スクールカウンセラー中間評価】：年1回

(3) 研修内容

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者（各学校）合同連絡協議会】

SC・SSW及び各学校におけるSC担当者が一同に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

SC・SSW相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

【スクールカウンセラー連絡協議会】

SCの効果的な業務の推進に向け、事例検討や協議を行い、SCの資質の向上を図る。

【スクールカウンセラー中間評価】

SCの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

SC・SSW・SC担当者（各学校）が一同に会し、連絡協議会を開催することにより、SC・SSWの連携が図られるとともに、各学校の担当者が会に参加することにより、制度の徹底はもちろん、成果や課題が共有され、各学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置：無し

(6) 課題

○ スクールカウンセラーを配置している小中学校における教育相談体制の充実に向けては、各学校の担当者も含めた連絡協議会を開催することにより、制度の周知徹底はもとより、活用に向けた成果や課題の共有が図られたが、県立高等学校等の教育相談体制の充実に向けては、課題が残っている。そのため、H27年度は、高校に配置されている高等学校カウンセラー及び中途退学対策対応教員等も含めた研修会等の開催が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校問題解消のための活用事例（①）

○ 情緒的に不安定になりやすい傾向があり、不登校傾向が見られた。不登校の改善のため、学級担任などと立てた目標などについては、達成できないときなど、自責的になり、更に状態が悪化する状況も見られたが、カウンセラーの来校時に継続的・計画的にカウンセリングを受けることにより、カウンセラーからの目標の評価（ねぎらい）や修正等を適切に実施することができ、精神的な落ち着きを取り戻すとともに、不登校の状態が改善された。

更に、保護者に対しても、家庭における対応の在り方などについても助言していただくことで、学校と家庭で連携した対応がなされるようになった。

【事例2】小中連携の活用事例（②）

○ 小学校時から関係性障がいの診断が出されており、当該小学校にはスクールカウンセラーの配置がなかったが、本生徒が進学を予定する中学校に配置されているスクールカウンセラーの派遣要請を行い、対応にあたってきた。進学にあたっては、カウンセラーから見た見立てや対応上の留意点なども中学校側に引き継ぎがなされた。

中学入学後も、当初は授業の抜け出しや、友人関係のトラブルなどが見られたが、小学校時からの変化をつぶさに見てきたカウンセラーにより継続的に対応していただくことにより本生徒や保護者への指導・助言はもちろん、教職員に対する助言なども行われ、現時点では、特に気になる状況も見られない。

カウンセリングに対する本生徒の意識は「楽しいもの」という認識であり、状況改善後も継続的なカウンセリングを継続している。

【事例3】いじめの未然防止に向けた教育プログラムの作成のための活用事例（②）

○ いじめの未然防止に向けた取組として、スクールカウンセラーと連携し、授業プログラムを作成した。

スクールカウンセラーが生徒の発達の段階や、この時期に特有の心理についての助言等を行うことにより、事前・事後の指導まで含めた指導プログラムが作成され、道徳の時間や学級活動において活用されている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 活動実績の推移について

年度	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
対応件数	6, 6 1 0	7, 0 2 8	6, 9 5 2	6, 8 4 7	7, 9 9 2	7, 3 1 1

スクールカウンセラー配置事業の周知が図られ、年を追うごとにスクールカウンセラーの対応件数が増加している。また、その内訳として、不登校（H 2 6年度2, 0 4 2件）や発達障がいなどの性格行動（H 2 6年度3, 3 9 6件）であり、臨床心理士などの専門性をより必要とする事案に対する対応が適切になされていることがうかがえる。

○ 不登校児童生徒への指導結果の状況「H 2 5年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校児童生徒へのスクールカウンセラーの対応については、「H 2 5年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果から見ると、「指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、小中学校共に「登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした」「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な支援を行った」とほぼ同様の数値で「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」があげられるなど、確実に成果を上げていることがうかがえる。

(2) 今後の課題

- 学校におけるスクールカウンセラーの配置等に関する要望は年々高まっており、その対応件数も増加しているが、予算面、人材面での不足が大きな支障となり、配置状況は現場のニーズに応じ切れていない状況である。
- 小中学校における配置は進められているものの、上記の面から、県立学校に対する配置が進められておらず、県立学校の教育相談体制の充実に向けた支援は、課題となっている。
- スクールカウンセラーの資質の向上に向けては、県教育委員会主催で実施する研修会のほか、臨床心理士会や教育相談学会など様々な団体がそれぞれの構成員を対象として実施しているが、スクールカウンセラー個人によって、特にスクールカウンセラーに準ずる者については、取組に開きが生じている。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、すべての教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、小中高校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

全ての中学校に派遣する。小学校、高等学校においては、希望する学校のうち県教育委員会が、地域、学校の実態等に応じて派遣校を決定する。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	:	93校
中学校	:	228校
高等学校	:	30校

○資格

※スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 47人
- ②大学教授等 3人

※スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人

○勤務形態について

単独校	30	高等学校	(年10回・1回3時間)
巡回校	93	小学校	(年3回・1日3時間) (8教育事務所等に配置)
	228	中学校	(年10回・1日3時間) (8教育事務所等に配置)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

県指導主事等会議、地区別校長研修会等において、スクールカウンセラー配置事業の目的を説明した上で、昨年度の相談件数や相談内容を含めた活用状況やスクールカウンセラーの効果的な活用のための学校、家庭、市町村教委等との連携などを指導し、その周知に努めている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー，各教育事務所指導主事等，市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

研究協議，情報交換，講師による講演等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区別による情報交換（各教育事務所ごと，職種ごと）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

○活用方法

- ①スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ②スクールカウンセラー研修会等における指導・助言
- ③継続案件に対するカウンセリング

(6) 課題

スクールカウンセラー配置事業の円滑な実施のためには，スクールカウンセラーと市町村教育委員会等の指導主事が研修会に参加することが重要であるが，本県は離島の市町村も多いことから参加するにあたり宿泊を伴うなど，時間や旅費等の確保が難しい現状にある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

- ・不登校のための活用事例 (①)

親子のカウンセリングの内容を分析し、不登校に至る原因として生育歴が影響していることが分かった。そのことを保護者、教職員に対する確かな助言を行ったことにより対応の見直しが図られ、親子関係が段階的に改善され出席日数が増えた。

- ・発達障害等のための活用事例 (②)

発達障害が疑われる生徒のカウンセリングの中で、スクールカウンセラーが専門的なアドバイスを生徒及び保護者にしたことにより、これまで学校からの幾度となく専門機関の受診を勧めても応じなかったが、生徒が専門機関の相談や診断を積極的に受けるようになった。

【事例2】

- ・小中連携のための活用事例 (③)

小中合同の研修会のなかで講師としてスクールカウンセラーを招聘し、児童生徒における不登校の児童生徒の情報交換及び個々の状況に応じたカウンセリングの方法などを学ぶ小中連携の良い機会となった。

【事例3】

- ・校内研修のための活用事例 (④)

夏季休業中、校内研修にスクールカウンセラーを招聘し、「夏休み明けの登校しぶりへの対応」をテーマに、不登校や登校しぶりの傾向をもつ児童の心理的背景や支援の在り方、保護者との連携等について講話をしてもらった。職員は、研修を通して2学期始めから専門的な見地に立って児童理解に努めるとともに、不登校傾向にある児童に対し、共感的理解を持って支援することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
相談件数 (件)	5, 2 6 0	5, 8 9 3	5, 8 3 8	6, 9 7 9	1 1, 6 4 6

全中学校や希望する小学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置したことにより、年々相談件数が増加しており、児童生徒の問題行動等（不登校、いじめ等）の未然防止となっている。特に、不登校の相談件数が毎年度、最も多い。

(2) 今後の課題

- ・派遣回数及び派遣時間（1日3時間）が少ないため、継続的なカウンセリングができない。
- ・離島に派遣する場合、旅費を多く費やすため派遣回数が限られている。

沖縄教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を、小学校、中学校及び高等学校へ配置し活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、もって児童生徒の問題行動等の解決に資する。

「沖縄県スクールカウンセラー等配置事業実施要項」より

（2）配置計画上の工夫

① 配置校数

配置校数と各地区への割当数等は教育長が決定する。

② 配置校の決定

配置校は、以下のア～ウの事項を考慮の上、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

ア 3学級以上の中学校とする。（H25年度から全中学校配置）

イ 生徒指導上の諸問題の対応のためにスクールカウンセラー等を積極的に活用し、学校全体が一体となった取組体制の充実に努める学校とする。

ウ 小学校及び高等学校への配置は、原則として、配置事業の実施に係る学校総数の10%以内とする。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置人数>

小学校 : 175校（65%）

中学校 : 148校（全校配置）

高等学校 : 48校（80%）

特別支援学校 : 1校（6%）

<資格>

スクールカウンセラー

① 臨床心理士 : 48人

② 精神科医 : 0人

③ 大学教授等 : 2人

スクールカウンセラーに準ずる者

① 大学院修了（経験1年以上） : 9人

② 大学等卒業（経験5年以上） : 33人

③ 医師等（経験1年以上） : 0人

<勤務形態>

単独校 5小学校 (週1日・1回4時間)

9中学校 (週1日・1回4時間)

5高等学校 (週1日・1回4時間)

拠点校 139中学校 (週1日・1回4時間)

対象校 143小学校 (週1日・1回4時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

本県では、「スクールカウンセラー等配置事業実施要項 平成15年3月27日沖縄県教育委員会教育長決裁」を指針としているが、実施要項策定後、10年以上経過していることから現在のニーズに合わない面があるため、今年度改訂作業を進める予定である。

周知方法については、年度当初に行われる「委嘱状交付式並びに連絡協議会」で実施要項を説明している。また、各教育事務所で開催される研修会等で実施要項の確認をしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ① スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- ② 市町村教育委員会指導主事
- ③ 各教育事務所指導主事
- ④ 義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事

(2) 研修回数(頻度)

- ① 県開催の研修会は年1回(委嘱状交付式並びに連絡協議会)
- ② 6教育事務所で年2回(各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施)

(3) 研修内容

- 事業説明と協議、配置学校等との情報交換を通して、スクールカウンセラー配置事業の効果的な運用を図ることを目的に開催。
- 昨年の課題を受けて、今年から実施した研修会である。緊急支援等における、スクールカウンセラーの効果的な活用及び市町村教育委員会の役割について研修し、教育相談活動のさらなる充実に資することを目的に開催。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 琉球大学教育学部の教員を講師に、緊急支援が必要とされる事案が発生した際のスクールカウンセラー、教育委員会の役割について理解を図るための、講話及びワークショップを実施。
- 参加者からの感想(抜粋)として
 - ・「緊急支援の流れ、ポイントが確認できるとても有意義な研修会でした。」
 - ・「緊急支援に入ると、怒濤のような日々があっという間に過ぎていく感じでした。対応後に、あれで良かったのか、もっとできることはなかったのかという念が残りましたが、緊急支援には一連の流れがあり、それをこなすことが大切という講師のお言葉に救われました。今後、対応する際の自信になります。」
 - ・「教育委員会として、具体的にどうすれば良いのかがわかり、頭の中が整理できました。学校・スクールカウンセラー・教育委員会が子どもを守るという視点で考えることと、保護者を味方につけることも大切だとわかりました。」
 - ・「緊張感のある保護者説明会のワークショップでした、発言内容は事実のみを話すことと、状況を正確に理解(把握)することが大切だと感じました。」等々、当初の目的が達成された研修会となりました。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法→無し

○SVの設置

○活用方法

(6) 課題

○資質向上に値する講師等の人材不足 (離島)

○定期的な事例検討会・連絡協議会等の開催が難しい (離島)

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①）

2学期より相談室登校になったAさんとの面談を、来校日には毎回行った。SCとの面談よりAさんが学校に行きたくない理由等がみえてきた。SCからの助言をもとに支援方針をたて、また、Aさんの母親との面談では、母親の学校への気持ちを知らることができ、家庭と学校が共通理解をして支援を行うことにつながった。さらに、SCからのすすめでWISC検査を実施し、その結果から本人や保護者が前向きになり、教室復帰に向けて改善が見られた。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

中学校区内の小学校に同一のスクールカウンセラーが配置されているため、兄弟姉妹ケースの課題に対して連携がスムーズに行えた。また、小学校の頃から継続してカウンセリングを受けている保護者との信頼関係があり、保護者の困り感をうまく聞き出すことで、保護者の安定につながった。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

スクールカウンセラーを活用した教職員研修で職員へのアサーション力の技法について研修を行い、担任と連携し学校での児童のコミュニケーション力を高めている。

また、ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等、専門的な知見を活かした研修会を推進し、予防的対応を行うための研修を実施した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ① 平成26年度問題行動等調査によると本県の不登校児童生徒に対して「指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒」が小学校で133名、中学校で578名の成果が上がっている。スクールカウンセラーによる登校支援等で、児童生徒本人、保護者、教職員への支援が大きく関わっている。
- ② 先島諸島等の離島地域は狭いコミュニティーであるとともに、仕事や様々な事情で移り住んでいる方々が多い地域だけに、子育てや家庭の問題を相談する相手がいない土地柄である。加えて、地域に受け継がれた特色も薄れつつあるためか、様々な価値観をもつ家庭があるとともに、それぞれの教育方針を持つ保護者もいる。そのような中で、スクールカウンセラーの存在は非常に重要である。スクールカウンセラーは学校の相談員の一員であるものの、第三者的な存在であるため、中立的な立場で専門的な支援を行うことができた。
- ③ 児童生徒や保護者及び教職員に対する相談をはじめ、校内研修等における、ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等、専門的な知見を活かした研修会を推進し、予防的対応を行った。
- ④ 不登校の児童生徒へ登校した際の自立支援に努め、中頭管内で小学校で5名、中学校で73名の登校復帰があった。

(2) 今後の課題

- ① 離島地域に在住する臨床心理士の有資格者が少ないため、各校への配置調整が非常に難しい。現在、スクールカウンセラーによっては、週1回4時間訪問という定期的な日程を組まず、時間数や回数を工夫して不定期に訪問している学校もある。

- ② 公共交通機関が限られている離島へき地の学校が多い地区であるため、訪問する学校の職員がスクールカウンセラーを空港へ送迎する等、学校職員やスクールカウンセラーへの負担が大きい。
- ③ 地区内に在住するスクールカウンセラーの全員が準スクールカウンセラー資格であるため、専門的な資質の維持の向上が大きな課題ある。それらの課題を補うため、沖縄本島からの臨床心理士資格を有したスクールカウンセラーの地区内に配置するようにしているものの、物理的な面においても予算的な面においても難しい状況が続いている。
- ④ 小学校では週1回の限られた勤務時間で児童や教諭、保護者が相談したいときにうまくタイミングが合わないことや、児童理解のためにカウンセラーと学校側との相互の情報交換の時間が確保しにくいところが合った。